

しかして、この議定書の内容は、本来平和条約の一部をなすべき性質のものであり、特に、日本にとっては、連合国との間に差別的な取扱を受けることを容認する点もふくまれている。

従つて、日本政府は、本議定書にも批准条項が設けられることを望むけれども、それが不可能の場合には、議定書自体に、「本議定書は、署名国の国内法によつて要請される場合は、承認されるべきものとする」の条項を加えられるよう希望する。

付録 55 1951年7月7日夜受領した覚書および平和条約案・宣言案とその邦訳文

COPY

MEMORANDUM

The enclosed draft of the Peace Treaty with Japan and of two declarations by Japan has been prepared by the United States Government and His Majesty's Government in the United Kingdom on the basis of 1) a United States draft Treaty, circulated the latter part of March to the governments of the countries most closely concerned with the war against Japan; 2) an independently prepared United Kingdom draft circulated at about the same time to the British Commonwealth Nations, and 3) comments and observations received from the governments concerned in relation to the two preceding drafts.

It is believed that the enclosed draft embodies terms upon which it is generally acceptable to the Allied Powers to make peace with Japan.

In the event that the government addressed may have any further observations to make on the enclosed draft, it is requested that they be forwarded to the United States Government as soon as possible, having in mind that it is proposed on or about July 20, 1951 formally to circulate the draft, with any amendments which may result from the observations now requested, under the joint sponsorship of the Government of the United States and of His Majesty's Government in the United Kingdom to the governments of all countries at war with Japan, except where special circumstances exist, with a request for any comments they may have and an invitation to a conference for final consideration and signature of the Peace Treaty, which it is hoped can be held at _____ on or about September 3, 1951. The draft is to be circulated informally to Allied Nations less closely concerned with the war against Japan on July 9, 1951.

(538)

It is proposed to release the draft Treaty and Declarations for publication on July 12, 1951. In the meantime it is requested that the draft's secret classification be strictly observed.

SECRET

July 3, 1951

DRAFT JAPANESE PEACE TREATY

PREAMBLE

Whereas the Allied Powers and Japan are resolved that henceforth their relations shall be those of nations which, as sovereign equals, cooperate in friendly association to promote their common welfare and to maintain international peace and security, and are therefore desirous of concluding a Treaty of Peace which will settle questions still outstanding as a result of the existence of a state of war between them and will enable Japan to carry out its intention to apply for membership in the United Nations Organization and in all circumstances to conform to the principles of the Charter of the United Nations; to strive to realise the objectives of the Universal Declaration of Human Rights; to seek to create within Japan conditions of stability and wellbeing as defined in Articles 55 and 56 of the Charter of the United Nations and already initiated by post-surrender Japanese legislation; and in public and private trade and commerce to conform to internationally accepted fair practices;

Whereas the Allied Powers welcome the intentions of Japan set out in the foregoing paragraph;

The Allied Powers and Japan have therefore agreed to conclude the present Treaty of Peace, and have accordingly appointed the undersigned Plenipotentiaries, who, after presentation of their full powers, found in good and due form, have agreed on the following provisions.

CHAPTER I.

PEACE

Article 1.

The state of war between Japan and each of the Allied Powers is hereby terminated as from the date on which the present Treaty comes into force between Japan and the Allied Power concerned as provided for in Article 23.

(539)

CHAPTER II.
TERRITORY

Article 2.

(a) Japan, recognizing the independence of Korea, renounces all right, title and claim to Korea, including the islands of Quelpart, Port Hamilton and Dagelet.

(b) Japan renounces all right, title and claim to Formosa and the Pescadores.

(c) Japan renounces all right, title and claim to the Kurile Islands, and to that portion of Sakhalin and the islands adjacent to it over which Japan acquired sovereignty as a consequence of the Treaty of Portsmouth of September 5, 1905.

(d) Japan renounces all right, title and claim in connection with the League of Nations Mandate System, and accepts the action of the United Nations Security Council of April 2, 1947, extending the trusteeship system to the Pacific Islands formerly under mandate to Japan.

(e) Japan renounces all claim to any right or title to or interest in connection with any part of the Antarctic area, whether deriving from the activities of Japanese nationals or otherwise.

(f) Japan renounces all right, title and claim to Spratly Island and the Paracel Islands.

Article 3.

Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the sole administering authority, the Ryukyu Islands south of 29° north latitude, the Nanpo Shoto south of Sofu Gan (including the Bonin Islands, Rosario Island and the Volcano Islands) and Parece Vela and Marcus Island. Pending the making of such a proposal and affirmative action thereon, the United States will have the right to exercise all and any powers of administration, legislation, and jurisdiction over the territory and inhabitants of these islands, including their territorial waters.

Article 4.

(a) The disposition of property and claims, including debts, of Japan and its nationals in or against the authorities presently administering the areas referred to in Articles 2 and 3 and the residents (including juridical persons) thereof, and of such authorities and residents against Japan and

its nationals, shall be the subject of special arrangements between Japan and such authorities. The property of any of the Allied Powers or its nationals in the areas referred to in Articles 2 and 3 shall, insofar as this has not already been done, be returned in the condition in which it now exists. (The term nationals whenever used in the present Treaty includes juridical persons).

(b) Japanese owned submarine cables connecting Japan with territory removed from Japanese control pursuant to the present Treaty shall be equally divided, Japan retaining the Japanese terminal and adjoining half of the cable, and the detached territory the remainder of the cable and connecting terminal facilities.

CHAPTER II.

SECURITY

Article 5.

(a) Japan accepts the obligations set forth in Article 2 of the Charter of the United Nations, and in particular the obligations.

(i) to settle its international disputes by peaceful means in such a manner that international peace and security, and justice, are not endangered;

(ii) to refrain in its international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations;

(iii) to give the United Nations every assistance in any action it takes in accordance with the Charter and to refrain from giving assistance to any state against which the United Nations may take preventive or enforcement action.

(b) The Allied Powers confirm that they will be guided by the principles of Article 2 of the Charter of the United Nations in their relations with Japan.

(c) The Allied Powers for their part recognize that Japan as a sovereign nation possesses the inherent right of individual or collective self-defense referred to in Article 51 of the Charter of the United Nations and that Japan may voluntarily enter into collective security arrangements.

Article 6.

(a) All occupation forces of the Allied Powers shall be withdrawn from Japan as soon as possible after the coming into force of the present

Treaty, and in any case not later than 90 days thereafter. Nothing in this provision shall however prevent the stationing or retention of foreign armed forces in Japanese territory under or in consequence of any bilateral or multilateral agreements which have been or may be made between one or more of the Allied Powers, on the one hand, and Japan on the other.

(b) All Japanese property for which compensation has not already been paid, which was supplied for the use of the occupation forces and which remains in the possession of those forces at the time of the coming into force of the present Treaty, shall be returned to the Japanese Government within the same 90 days unless other arrangements are made by mutual agreement.

CHAPTER IV.

POLITICAL AND ECONOMIC CLAUSES

Article 7.

(a) Each of the Allied Powers, within one year after the present Treaty has come into force between it and Japan, will notify Japan which of its prewar bilateral treaties with Japan it wishes to keep in force or revive, and any treaties so notified shall continue in force or be revived subject only to such amendments as may be necessary to ensure conformity with the present Treaty. The treaties so notified shall resume their force three months after the date of notification and shall be registered with the Secretariat of the United Nations. All such treaties as to which Japan is not so notified shall be regarded as abrogated.

(b) Any notification made under paragraph (a) of this Article may except from the operation or revival of a treaty any territory for the international relations of which the notifying Power is responsible, until three months after the date on which notice is given to Japan that such exception shall cease to apply.

Article 8.

(a) Japan will recognize the full force of all treaties now or hereafter concluded by the Allied Powers for terminating the state of war initiated on September 1, 1939, as well as any other arrangements by the Allied Powers for or in connection with the restoration of peace. Japan also accepts the arrangements made for terminating the former League of Nations and Permanent Court of International Justice.

(b) Japan renounces all such rights and interests as she may derive

from being a signatory power of the Conventions of St. Germain-en-Laye of September 10, 1919, and the Straits Agreement of Montreux of July 20, 1936, and from Article 16 of the Treaty of Lausanne of July 24, 1923.

(c) Japan renounces all rights, title and interests acquired under, and is discharged from all obligations resulting from, the Agreement between Germany and the Creditor Powers of January 20, 1930, and its Annexes, including the Trust Agreement, dated May 17, 1930, the Convention of January 20, 1930, respecting the Bank for International Settlements, and the Statutes of the Bank for International Settlements. Japan will notify to the Ministry of Foreign Affairs in Paris within six months of the coming into force of the present Treaty her renunciation of the rights, title and interests referred to in this paragraph.

Article 9.

Japan will enter promptly into negotiations with the Allied Powers so desiring for the conclusion of bilateral and multilateral agreements providing for the regulation or limitation of fishing and the conservation and development of fisheries on the high seas.

Article 10.

Japan renounces all special rights and interests in China, including all benefits and privileges resulting from the provisions of the final Protocol signed at Peking on September 7, 1901, and all annexes, notes and documents supplementary thereto, and agrees to the abrogation in respect to Japan of the said protocol, annexes, notes and documents.

Article 11.

Japan accepts the judgements of the International Military Tribunal for the Far East and of other Allied War Crimes Courts both within and outside Japan, and will carry out the sentences imposed thereby upon Japanese nationals imprisoned in Japan. The power to grant clemency, reduce sentences and parole with respect to such prisoners may not be exercised except on the decision of the Government or Governments which imposed the sentence in each instance, and on the recommendation of Japan. In the case of persons sentenced by the International Military Tribunal for the Far East, such power may not be exercised except on the decision of a majority of the Governments represented on the Tribunal, and on the recommendation of Japan.

Article 12.

(a) Japan declares its readiness promptly to enter into negotiations for the conclusion with each of the Allied Powers of treaties or agreements to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

(b) Pending the conclusion of the relevant treaty or agreement, Japan will, during a period of four years from the coming into force of the present Treaty:—

(1) accord to each of the Allied Powers, its nationals, products and vessels.

(i) most-favoured-nation treatment with respect to customs duties, charges, restrictions and other regulations on or in connection with the importation and exportation of goods;

(ii) national treatment with respect to shipping, navigation and imports, and with respect to natural and juridical persons and other interests - such treatment to include all matters pertaining to the levying and collection of taxes, access to the courts, the making and performance of contracts, rights to property, participation in juridical entities constituted under Japanese law, and generally the conduct of all kinds of business and professional activities;

(2) ensure that external purchases and sales of Japanese trading enterprises shall be based solely on commercial considerations.

(c) In respect to any matter, however, Japan shall be obliged to accord to an Allied Power national treatment, or most-favoured-nation treatment, only to the extent that the Allied Power concerned accords Japan national treatment or most-favoured-nation treatment, as the case may be, in respect of the same matter. The reciprocity envisaged in the foregoing sentence shall be determined, in the case of products, vessels and juridical entities of, and persons domiciled in, any non-metropolitan territory of an Allied Power, and in the case of juridical entities of, and persons domiciled in, any state or province of an Allied Power having a federal government, by reference to the treatment accorded to Japan in such territory, state or province.

(d) In the application of this Article, a discriminatory measure shall not be considered to derogate from the grant of national or most-favoured-nation treatment, as the case may be, if such measure is based on an exception customarily provided for in the commercial treaties of the party.

(544)

applying it, or on the need to safeguard that party's external financial position or balance of payments (except in respect to shipping and navigation), or on the need to maintain its essential security interests, and provided such measure is proportionate to the circumstances and not applied in an arbitrary or unreasonable manner.

(e) Japan's obligations under paragraph (b) of this Article shall not be affected by the exercise of any Allied rights under Article 14 of the present Treaty; nor shall the provisions of that paragraph be understood as limiting the undertakings assumed by Japan by virtue of Article 15 of the Treaty.

Article 13

(a) Japan will enter into negotiations with any of the Allied Powers, promptly upon the request of such Power or Powers, for the conclusion of bilateral or multilateral agreements relating to international civil air transport.

(b) Pending the conclusion of such agreement or agreements with an Allied Power, Japan will, during a period of four years, extend to such Power treatment not less favorable with respect to air-traffic rights and privileges than those exercised by any such Powers at the time of coming into force of the present Treaty, and will accord complete equality of opportunity in respect to the operation and development of air services.

(c) Pending its becoming a party to the Convention on International Civil Aviation in accordance with Article 93 thereof, Japan will give effect to the provisions of that Convention applicable to the international navigation of aircraft, and give effect to the standards, practices and procedures adopted as annexes to the Convention in accordance with the terms of the Convention.

CHAPTER VCLAIMS AND PROPERTYArticle 14.

(a) It is recognized that, although Japan should in principle pay reparation for the damage and suffering caused by it during the war, nevertheless Japan lacks the capacity, if it is to maintain a viable economy, to make adequate reparation to the Allied Powers and at the same time meet its other obligations.

(545)

However,

1. Japan will promptly enter into negotiations with Allied Powers so desiring, whose present territories were occupied by Japanese forces and damaged by Japan, with a view to assisting to compensate those countries for the cost of repairing the damage done, by making available the skills and industry of the Japanese people in manufacturing, salvaging and other services to be rendered to the Allied Powers in question. Such arrangements shall avoid the imposition of additional liabilities on other Allied Powers, and, where the manufacturing of raw materials is called for, they shall be supplied by the Allied Powers in question, so as not to throw any foreign exchange burden upon Japan.

2. (I) Each of the Allied Powers shall have the right to seize, retain, liquidate or otherwise dispose of all property, rights and interests of

- (a) Japan and of Japanese nationals
- (b) persons acting for or on behalf of Japan or Japanese nationals, and
- (c) entities owned or controlled by Japan or Japanese nationals

which on the coming into force of the present Treaty were subject to its jurisdiction, except:

- (i) property of Japanese nationals who during the war resided with the permission of the Government concerned in the territory of one of the Allied Powers, other than territory occupied by Japan, except property subjected during that period to measures not generally applied by the Government of the territory where the property was situated to the property of other Japanese nationals resident in such territory;
- (ii) all real property, furniture and fixtures owned by the Government of Japan and used for diplomatic or consular purposes, and all personal furniture and furnishings and other private property not of an investment nature which was normally necessary for the carrying out of diplomatic and consular functions, owned by Japanese diplomatic and consular personnel;
- (iii) property belonging to religious bodies or private charitable institutions and used exclusively for religious or charitable purposes;
- (iv) property rights arising after the resumption of trade and financial relations between the country concerned and Japan before the coming into force of the present Treaty, except in the case of any rights resulting from transactions contrary to the laws of the Allied Power concerned;

- (v) obligations of Japan or Japanese nationals, any right, title or interest in tangible property located in Japan, interests in enterprises organized under the laws of Japan, or any paper evidence thereof; provided that this exception shall only apply to obligations of Japan and its nationals expressed in Japanese currency.

(II) Property referred to in exceptions (i) to (v) above shall be returned subject to reasonable expenses for its preservation and administration. If any such property has been liquidated the proceeds shall be returned instead.

(III) The right to seize, retain, liquidate or otherwise dispose of Japanese property referred to above shall be exercised in accordance with the laws of the Allied Power concerned, and the Japanese owner shall have only such rights as may be given him by those laws.

(IV) The Allied Powers agree to deal with Japanese trademarks and literary and artistic property rights on a basis as favorable to Japan as circumstances ruling in each country will permit.

(b) Except as otherwise provided in the present Treaty, the Allied Powers waive all reparations claims of the Allied Powers, other claims of the Allied Powers and their nationals arising out of any actions taken by Japan and its nationals in the course of the prosecution of the war, and claims of the Allied Powers for direct military costs of occupation.

Article 15.

(a) Upon application made within nine months of the coming into force of the present Treaty Japan will, within six months of the date of such application, return the property, tangible and intangible, and all rights or interests of any kind in Japan of each Allied Power and its nationals which was within Japan at any time between December 7, 1941, and September 2, 1945, unless the owner has freely disposed thereof without duress or fraud. Such property shall be returned free of all encumbrances and charges to which it may have become subject because of the war, and without any charges for its return. Property whose return is not applied for by the owner within the prescribed period may be disposed of by the Japanese Government as it may determine. In cases where such property was within Japan on December 7, 1941, and cannot be returned, or has suffered injury or damage, compensation will be made in accordance with Law No. enacted by the Japanese Diet on 1951.

(b) With respect to industrial property rights impaired during the war, Japan will continue to accord to the Allied Powers and their nationals

benefits no less than those heretofore accorded by Cabinet Orders No. 309 effective September 1, 1949, No. 12 effective January 28, 1950, and No. 9 effective February 1, 1950, all as now amended, provided such nationals have applied for such benefits within the time limits prescribed therein.

(c) (i) Japan acknowledges that the literary and artistic property rights which existed in Japan on December 6, 1941, in respect to the published and unpublished works of the Allied Powers and their nationals have continued in force since that date, and recognizes those rights which have arisen, or but for the war would have arisen, in Japan since that date, by the operation of any conventions and agreements to which Japan was a party on that date, irrespective of whether or not such conventions or agreements were abrogated or suspended upon or since the outbreak of war by the domestic law of Japan or of the Allied Power concerned.

(ii) Without the need for application by the proprietor of the right and without the payment of any fee or compliance with any other formality, the period from December 7, 1941, until the coming into force of the present Treaty, shall be excluded from the running of the normal term of such rights; and such period, with an additional period of 6 months, shall be excluded from the time within which a literary work must be translated into Japanese in order to obtain translating rights in Japan.

Article 16.

As an expression of its desire to indemnify those members of the armed forces of the Allied Powers who suffered undue hardships while prisoners of war of Japan, Japan will transfer its assets and those of its nationals in countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or the equivalent of such assets, to the International Committee of the Red Cross which shall liquidate such assets and distribute the resultant fund for the benefit of former prisoners of war and their families on such basis as it may determine to be equitable. The categories of assets described in Article 14 (a) 2(i) (ii) through (v) of the present Treaty shall be excepted from transfer. It is equally understood that the transfer provision of this Article has no application to the 19,770 shares in the Bank for International Settlements presently owned by Japanese financial institutions.

Article 17.

(a) Upon the request of any of the Allied Powers, the Japanese Government shall review and revise in conformity with international law any decision or order of the Japanese Prize Courts in cases involving ownership rights of nationals of that Allied Power and shall supply copies of all documents comprising the records of these cases, including the decisions taken and orders issued. In any case in which such review or revision shows that restoration is due, the provisions of Article 15 shall apply to the property concerned.

(b) The Japanese Government shall take the necessary measures to enable nationals of any of the Allied Powers at any time within one year from the coming into force of the present Treaty to submit to the appropriate Japanese authorities for review any judgement given by a Japanese court between December 7, 1941, and the coming into force of the present Treaty in any proceedings in which any such national was unable to make adequate presentation of his case either as plaintiff or defendant. The Japanese Government shall provide that, where the national has suffered injury by reason of any such judgment, he shall be restored in the position in which he was before the judgment was given or shall be afforded such relief as may be just and equitable in the circumstances.

Article 18.

(a) It is recognized that the intervention of the state of war has not affected the obligation to pay pecuniary debts arising out of obligations and contracts (including those in respect of bonds) which existed and rights which were acquired before the existence of a state of war, and which are due by the Government or nationals of Japan to the Government or nationals of one of the Allied Powers, or are due by the Government or nationals of one of the Allied Powers to the Government or nationals of Japan. The intervention of a state of war shall equally not be regarded as affecting the obligation to consider on their merits claims for loss or damage to property or for personal injury or death which arose before the existence of a state of war, and which may be presented or re-presented by the Government of one of the Allied Powers to the Government of Japan, or by the Government of Japan to any of the Government of the Allied Powers. The provisions of this paragraph are without prejudice to the rights conferred by Article 14.

(b) Japan affirms its liability for the prewar external debt of the Japanese State and for debts of corporate bodies subsequently declared to be liabilities of the Japanese State, and expresses its intention to enter on negotiations at an early date with its creditors with respect to the resumption of payments on those debts; will facilitate negotiations in respect to private prewar claims and obligations; and will facilitate the transfer of sums accordingly.

Article 19.

(a) Japan waives all claims of Japan and its nationals against the Allied Powers and their nationals arising out of the war or out of actions taken because of the existence of a state of war, and waives all claims arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of any of the Allied Powers in Japanese territory prior to the coming into force of the present Treaty.

(b) The foregoing waiver includes any claims arising out of actions taken by any of the Allied Powers with respect to Japanese ships between September 1, 1939, and the coming into force of the present Treaty, as well as any claims and debts arising in respect to Japanese prisoners of war and civilian internees in the hands of the Allied Powers.

(c) Subject to reciprocal renunciation, the Japanese Government also renounces all claims (including debts) against Germany and German nationals on behalf of the Japanese Government and Japanese nationals, including intergovernmental claims and claims for loss or damage sustained during the war, but excepting (a) claims in respect of contracts entered into and rights acquired before September 1, 1939, and (b) claims arising out of trade and financial relations between Japan and Germany after September 2, 1945.

Article 20.

Japan will take all necessary measures to ensure such disposition of German assets in Japan as has been or may be determined by those powers entitled under the Protocol of the proceedings of the Berlin Conference of 1945 to dispose of those assets, and pending the final disposition of such assets will be responsible for the conservation and administration thereof.

Article 21.

Notwithstanding the provisions of Article 25 of the present Treaty, China shall be entitled to the benefits of Articles 10 and 14 (a) 2; and Korea to the benefits of Articles 2, 9 and 12 of the present Treaty.

CHAPTER VI

SETTLEMENT OF DISPUTES

Article 22.

If in the opinion of any Party to the present Treaty there has arisen a dispute concerning the interpretation or execution of the Treaty, which is not settled by other agreed means, the dispute shall, at the request of any party thereto, be referred for decision to the International Court of Justice. Japan and those Allied Powers which are not already parties to the Statute of the International Court of Justice will deposit with the Registrar of the Court, at the time of their respective ratifications of the present Treaty, and in conformity with the resolution of the United Nations Security Council, dated October 15, 1946, a general declaration accepting the jurisdiction, without special agreement, of the Court generally in respect to all disputes of the character referred to in this Article.

CHAPTER VII

FINAL CLAUSES

Article 23.

(a) The present Treaty shall be ratified by the States which sign it, including Japan, and will come into force for all the States which have then ratified it, when instruments of ratification have been deposited by Japan and by a majority, including the United States of America as the principal occupying Power, of the following States, (here would appear the names of such of the following States as are signatories to the present Treaty) namely Australia, Burma, Canada, Ceylon, France, India, Indonesia, the Netherlands, New Zealand, Pakistan, the Philippines, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the Union of Soviet Socialist Republics, and the United States of America. It shall come into force for each State which subsequently ratifies it, on the date of the deposit of its instrument of ratification.

(b) If the Treaty has not come into force within nine months after the date of the deposit of Japan's ratification, any State which has ratified

it may bring the Treaty into force between itself and Japan by a notification to that effect given to the Governments of Japan and of the United States of America not later than three years after the date of deposit of Japan's ratification.

Article 24.

All instruments of ratification shall be deposited with the Government of the United States of America which will notify all the signatory States of such deposit and of any notifications made under paragraph (b) of Article 23 of the present Treaty.

Article 25.

For the purposes of the present Treaty the Allied Powers shall be the States at war with Japan which have signed and ratified it. Subject to the provisions of Article 21, the present Treaty shall not confer any rights, titles or benefits on any State which is not an Allied Power as herein defined; nor shall any right, title or interest of Japan be deemed to be diminished or prejudiced by any provision of the Treaty in favour of a State which is not an Allied Power as so defined.

Article 26.

Japan will be prepared to conclude with any State which signed or adhered to the United Nations Declaration of January 1, 1942, and which is at war with Japan, which is not a signatory of the present Treaty, a bilateral Treaty of Peace on the same or substantially the same terms as are provided for in the present Treaty, but this obligation on the part of Japan will expire three years after the coming into force of the present Treaty. Should Japan make a peace settlement or war claims settlement with any State granting that State greater advantages than those provided by the present Treaty, those same advantages shall be extended to the parties to the present Treaty.

Article 27.

The present Treaty shall be deposited in the archives of the Government of the United States of America which shall furnish each signatory State with a certified copy thereof and notify each such State of the date of the coming into force of the Treaty under paragraph (a) of Article 23 of the present Treaty.

IN FAITH WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed the present Treaty.

Done at _____ this _____ day of _____ 1951, in the English, French, Russian and Spanish languages, all being equally authentic, and in the Japanese language.

DECLARATION

With respect to the Treaty of Peace signed this day, the Government of Japan makes the following Declaration:

1. Except as otherwise provided in the said Treaty of Peace, Japan recognizes the full force of all presently effective multilateral international instruments to which Japan was a party on September 1, 1939, and declares that it will, on the Coming into force of the said Treaty, resume all its rights and obligations under those instruments. Where, however, participation in any instrument involves membership in an international organization of which Japan ceased to be a member on or after September 1, 1939, the provisions of the present paragraph shall be dependent on Japan's readmission to membership in the organization concerned.

2. It is the intention of the Japanese Government formally to accede to the following international instruments within six months of the coming into force of the Treaty of Peace:

- (1) Protocol opened for signature at Lake Success on December 11, 1946 amending the agreements, conventions, and protocols on narcotic drugs of January 23, 1912, February 11, 1925, February 19, 1925, July 13, 1931, November 27, 1931, and June 26, 1936;
- (2) Protocol opened for signature at Paris on November 19, 1948 bringing under international control drugs outside the scope of the convention of July 13, 1931, for limiting the manufacture and regulating the distribution of narcotic drugs, as amended by the protocol signed at Lake Success on December 11, 1946;
- (3) International Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards signed at Geneva on September 26, 1927.
- (4) International Convention relating Economic Statistics with Protocol signed at Geneva on December 14, 1928 and Protocol amending the International Convention of 1928 relating to Economic Statistics signed at Paris on December 9, 1948.
- (5) International Convention relating to the simplification of Customs Formalities, with Protocol of signature, signed at Geneva on November 3, 1923.

- (6) Agreement for the prevention of false indications of origin of goods signed at London on June 2, 1934;
- (7) Convention for the unification of certain rules relating to international transportation by air, and additional protocol, signed at Warsaw on October 12, 1929;
- (8) Convention on safety of life at sea opened for signature at London June 19, 1948;
- (9) Geneva conventions of August 12, 1949 for the protection of war victims.

3. It is equally the intention of the Japanese Government, within six months of the coming into force of the Treaty of Peace, to apply for Japan's admission to participation in the (A) Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on the 7th December, 1944, and as soon as Japan is itself a party to that Convention, to accept the International Air Services Transit Agreement also opened for signature at Chicago on 7th December, 1944, and (B) the Convention of the World Meteorological Organization signed at Washington under date of October 11, 1947.

DECLARATION

With respect to the Treaty of Peace signed this day, the Government of Japan makes the following Declaration:

Japan will recognize any Commission, Delegation or other Organization authorized by any of the Allied and Associated Powers to identify, list, maintain or regulate its war graves, cemeteries and memorials in Japanese territory; will facilitate the work of such Organizations, and will, in respect of the above mentioned war graves, cemeteries and memorials, enter into negotiations for the conclusion of such agreements as may prove necessary with the Allied or Associated Power concerned, or with any Commission, Delegation or other Organization authorized by it.

覚 書

添付した対日平和条約及び日本国による2箇の宣言の草案は、合衆国政府及び連合王国の陛下の政府が、(1)日本国に対する戦争にもつとも密接な関係を持った諸国の政府に対して3月の後半に回付した合衆国の条約草案、(2)これと独立に起草されてほぼ同じ時期に英連邦諸国に回付した連合王国の草案並びに(3)前記の2草案に関して関係諸政府から受領した所見及び意見に基いて起草された。

(554)

添付した草案は、日本国との平和を達成するのに連合国にとってひろく受諾しうる条件を具体的に現わしたものであると信じられる。

回付を受けた政府が、添付された草案に対してさらに意見をもつことがある場合には、1951年7月20日又はその頃に合衆国政府及び連合王国の陛下の政府の共同の発起の下に、特別の事情が存在する場合を除き、日本国と戦争状態にあるすべての国の政府に、ここで要請した意見から生ずる修正を加えた草案を、これら諸国の有することある所見の提出要請並びに1951年9月3日又はその頃にサンフランシスコにおいて開催しうよう希望される平和条約の最終的審議及び調印のための会議への招請とともに、正式に回付する予定であることを念頭におかれて、できる限りすみやかにそれらの意見を合衆国政府に提出されるよう要請する。草案は、日本国に対する戦争に、関係した度合がより密接でない連合国に1951年7月9日に非公式に回付されることになる。

条約草案及び宣言は、1951年7月12日に公表される予定になっている。それまでの間、草案の秘密扱いを厳重に守られたい。

1951年7月3日

対日平和条約草案

前 文

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、主権を有する平等者として、共通の福祉を増進し、且つ、国際の平和及び安全を維持するために友好的な連携の下に協力する国家間の関係でなければならない、それ故に、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決し、且つ、日本国が国際連合に加盟を申請し、また、すべての場合に、国際連合憲章の原則を遵守すること、世界人権宣言の目的を実現するために努力すること、国際連合憲章第55条及び第56条に定められ、且つ、既に降伏後の日本国の法制によつてはじめられた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力すること並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行を遵守することの意思の達成を可能ならしめる平和条約の締結を希望するので、

連合国は、前項に掲げられた日本国の意思を歓迎するので、

連合国及び日本国は、それ故に、この平和条約を締結することに合意して、下名の全

(555)

権委員を任命した。全権委員は、全権委任状を呈示しそれが良好妥当なものであることを認めた後、次の諸規定を協定した。

第1章

平和

第1条

日本国と各連合国との間の戦争状態は、ここに、この条約が第23条の規定に従い日本国と関係連合国との間で実施される日から終結する。

第2章

領域

第2条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認し済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、かつて日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす1947年4月2日の国際連合安全保障理事会の措置を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来すると否とを問わず、南極地域のいずれかの部分についても権利、権原又は利益に対するすべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条

日本国は、北緯29度以南の琉球諸島、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置く国際連合に対する合衆国の提案に同意する。このような提案が行われ、且つ、これを確認する行動が執られるまでの間、合衆国は、領水を含むこれらの

(556)

諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上のすべての権力及びいかなる権力をも行使する権利をもつものとする。

第4条

- (a) 第2条及び第3条に掲げた地域における、又はこれを現在管治している当局及びその住民（法人を含む。）に対する日本国又はその国民の財産及び請求権（負債を含む。）の処理、並びに、日本国及びその国民に対する右の当局及び住民の財産及び請求権（負債を含む。）の処理は、日本国とこのような当局との特別取極による。第2条及び第3条に掲げた地域におけるいずれかの連合国又はその国民の財産は、すでに返還されていない限り、現状で返還しなければならない。（国民という語は、この条約中に用いられるときはいつでも法人を含む。）
- (b) 日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除外された領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、2等分され、日本国は、日本の終点施設とこれに連なる電線の半分を保有し、また、分離された領域は、残りの電線とその終点施設を保有する。

第3章

安全

第5条

- (a) 日本国は、国際連合憲章第2条に掲げた義務特に次の義務を受諾する。
 - (1) 日本国の国際紛争を、国際の平和及び安全並びに正義が危うくされない方法で平和的手段で解決すること。
 - (2) 日本国の国際関係において、いずれかの国の領域の保全又は政治的独立に反するか又は国際連合の目的と合致しない他の何らかの方法による武力の脅威又は行使を慎むこと。
 - (3) 国際連合が憲章に従つて執る行動について国際連合にあらゆる援助を与え、且つ国際連合が防止行動又は強制行動を執るいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。
- (b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第2条の原則によつて導かれることを確認する。
- (c) 連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げた個別的又は

(557)

集団的な固有の自衛権を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。

第6条

- (a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の実施の後できる限りすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後90日より遅れずに、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として締結された又は締結される二国間又は多数国間の協定に基いて又はその結果としての日本国領域に外国軍隊が駐在し又は引続いてとどまることを妨げるものではない。
- (b) 占領軍の使用に供され、且つ、この条約の実施の時に占領軍が保有しているすべての日本の財産で、すでに補償が支払われていないものは、相互の合意によつて別段の取極が行えない限り、前記の90日以内に返還されなければならない。

第4章

政治及び経済条項

第7条

- (a) 各連合国は、その日本国との戦前2国間条約のいずれを引き続き有効とし又は復活させることを希望するかを、自国と日本国との間でこの条約が実施された後1年以内に、日本国に通告する。こうして通告された条約は、この条約と合致させるために必要な改正にのみ従うことを条件として、引き続いて効力を持ち、又は復活される。こうして通告された条約は、通告の日の後三箇月で効力を回復し、且つ、国際連合事務局に登録されなければならない。日本国がこうして通告されないすべての条約は、廃止されたものとする。
- (b) この条の(a)項に基いて行われた通告においては、通告国が国際関係について責任を持つ地域に対して、条約を実施又は復活しないことができる。この除外は、除外の適用を終止する旨の通告が日本国に与えられる日の三箇月後までとする。

第8条

- (a) 日本国は、連合国が現在締結しており又は今後締結する1939年9月1日に開始された戦争状態を終了するためのすべての条約及び平和の回復のため又はこれに関連する他のいかなる取極についてもその完全な効力を承認する。日本国は、また、旧国

際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために作成された取極を受諾する。

- (b) 日本国は、1919年9月10日のサン・ジェルマン＝アン＝レイにおける条約、1936年7月20日のモントルーにおける海峡条約及び1923年7月24日のローザンヌ条約第16条の署名国たることから生ずるすべての権利及び利益を放棄する。
- (c) 日本国は、1930年1月20日のドイツ国と債権国との間の協定及び1930年5月17日付の信託協定を含みその附属書、国際決済銀行に関する1930年1月20日の条約並びに国際決済銀行の定款に基いて得たすべての権利、権限及び利益を放棄し、且つ、これから生ずるすべての義務を免かれる。日本国は、この条約の実施後6箇月以内に、パリの外務省にこの項に掲げた権利、権限及び利益の放棄を通告しなければならない。

第9条

日本国は、公海における漁業の規制又は制限並びに漁場の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国との交渉にすみやかにはいるものとする。

第10条

日本国は、1901年9月7日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書から生ずるすべての利益及び特権を含む、中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附属書、書簡及び文書の日本国に関する廃棄に同意する。

第11条

日本国は、日本国内及び国外にある極東軍事裁判法廷及び他の連合国戦争犯罪法廷の判決を受諾し、且つ、これに基いて日本国で投獄された日本国民に対して課された刑の宣告を執行する。このような囚人に関して恩赦減刑及び赦免を与える権限は、各場合に刑の宣告を課した一又は二以上の政府の決定に基き、且つ、日本国の勧告に基く外、行使することができない。極東国際軍事法廷によつて刑を宣告された者の場合には、このような権限は、法廷に代表者を出した政府の過半数の決定に基き、且つ、日本国の勧告に基く外、行使することができない。

第 12 条

- (a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運及び他の通商上の関係を安定した且つ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。
- (b) 当該の条約又は協定の締結に至るまで、日本国は、この条約の実施後 4 年の期間、次のことを行うものとする。
- (1) 各連合国、その国民、産品及び船舶に次のものを与えること。
- (i) 貨物の輸入及び輸出に対する又はこれに関連する、関税、課金、制限及び他の規則に関する最恵国待遇。
- (ii) 海運、航海及び輸入品に関する、並びに自然人及び法人とその利益とに関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判所における出訴、契約の締結及び履行、財産権、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にすべての種類の営業行為及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。
- (2) 日本国の国営貿易企業の国外における購入及び販売は、商業的考慮にのみ基くことを確保すること。
- (c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、関係連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を与える限度においてのみ、その連合国内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶及び法人並びに連合国の非本土地域に住所を有する人の場合と連邦政府を有する連合国の州又は地方の法人、そこに住所を有する者の場合には、その地域、邦又は州で日本国に対して与えられる待遇に照らして決定される。
- (d) この条の適用上、差別的措置は、この措置がそれを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くか、あるいは、その当事国の対外的の財政状態若しくは、国際収支（海運若しくは航海に関するものを除く。）を保護する必要に基くか、又は根本的な安全上の利益を維持する必要に基いており、且つ、この措置が状況に適合しており、且つ、恣意的な又は不合理な方法で適用されないときは、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与から逸脱するものとは認めない。
- (e) この条の(b)項に基く日本国の義務は、この条約の第 14 条に基く連合国の権利の行

(560)

使によつて影響されない。また、同項の規定は、条約の第 15 条によつて日本国が引きを受ける約束を制限するものと了解されてはならない。

第 13 条

- (a) 日本国は、1 又は 2 以上の連合国の要請があるときは、当該国とすみやかに国際民間航空輸送に関する 2 国間又は多数国間の協定の締結のための交渉を行うものとする。
- (b) 連合国の 1 国と 1 又は 2 以上の前記の協定を締結するに至るまで、日本国は、4 年の期間、航空交通の権利及び特権に関して、この条約の実施の時にこの連合国が行使しているものよりも不利でない待遇をこの連合国に与え、また、航空業務の運営及び発達に関する機会の完全な均等を与えるものとする。
- (c) 日本国は、国際民間航空条約の第 9 3 条に従つて日本国が同条約の当事国となるまで、航空機の国際航空に適用される条約規定を実行し、また、同条約の附属書として採択されている標準、慣行及び手続を同条約の条件に従つて実行するものとする。

第 5 章

請求権及び財産

第 14 条

- (a) 日本国は、戦争中に生ぜしめた損害及び苦痛に対して主義上賠償を支払うべきであるが、しかし、日本国が存立可能な経済を維持すべきものとするならば、連合国に対して適当な賠償をし且つ同時に自国の他の債務を弁済するための能力に欠けていることが認められる。

もつとも

- 1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国が損害を与えた連合国が希望するときは、製造、沈船引揚げ及び供与すべき他の役務における日本人の技術及び勤労を当該連合国に提供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償するに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。この取決めは、他の連合国に追加的責任を課することを避けなければならない。また、原料からの製造が要求される場合には、原料は、日本国に外国為替の負担とならないために、当該連合国が供給しなければならない。
- 2 (1) 各連合国は、この条約の実施の時にその連合国の管轄下にある次のもののすべ

(561)

ての財産、権利及び利益を差し押え、留置し、清算し又は他の方法で処分する権利を有する。

- (a) 日本国及び日本国民
- (b) 日本国又は日本国民のために又はこれに代つて行動した人、及び
- (c) 日本国又は日本国民が所有し又は支配した団体

但し、次のものを除く。

- (i) 日本国が占領した領域以外の連合国の1国の領域に關係政府の承認を得て戦争中に居住した日本国民の財産。但し、その期間中に、財産が所在した領域の政府がこの領域に居住する他の日本国民の財産には一般的に適用しなかつた措置に服した財産を除く。
- (ii) 日本国政府が所有し、且つ、外交的又は領事的の目的に使用したすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交官又は領事職員が所有した投資的性質を有しないすべての個人的家具、用具類、及び他の私有財産で外交官又は領事の任務の遂行に通常必要であつたもの
- (iii) 宗教団体又は私的慈善機関に属し、もつぱら宗教的又は慈善の目的に使用した財産
- (iv) 当該国と日本国との間の貿易及び金融關係の再開の後、この条約の実施前に生じた財産権。但し、關係連合国の法律に反する取引から生ずる権利の場合を除く。
- (v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産上の権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織されている企業上の利益又はその証書。但し、この例外は、日本国通貨で表示されている日本国及び日本国民の債務にのみ適用する。

(Ⅱ) 前記の(i)から(v)までの例外に掲げた財産は、その保全及び管理のための合理的出費を差し引いて返還される。このような財産が清算されているときは、売上金が代りに返還される。

(Ⅲ) 前記に掲げた日本国財産を差し押え、留置し、清算し又は他の方法で処分する権利は、關係連合国の法律に従つて行使し、また、日本人所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有する。

(562)

(Ⅳ) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的の財産権を各国の実状が許す限り日本国にとつて有利な基礎で取り扱うことに同意する。

- (b) この条約で別段の定めがない限り、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争遂行の過程中に日本国及び日本国民が執つた行動から生ずる連合国及び連合国民の他の請求権並びに占領の直接の軍費に対する連合国の請求権を放棄する。

第15条

- (a) この条約の実施の9箇月以内になされた申請に基いて、日本国は、この申請の日付の6箇月以内に、各連合国及びその国民の有体及び無体の財産並びにすべての権利又はいずれかの種類の利益であつて1941年12月7日と1945年9月2日の間のいずれかの時に日本国にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にそれらを処分した場合は、この限りでない。このような財産は、戦争のためにその財産が受けたすべての負債及び課金を免除され、且つ、その返還のための課金なしに返還されなければならない。規定された期間内に所有者が返還を申請しない財産は、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。このような財産が1941年12月7日に日本国に所在し、且つ、現在返還不可能であり又は滅失若しくはき損を受けているときは、補償は、1951年()に日本国の国会が制定した法律第()号に従つて行われる。
- (b) 戦争中に侵害された工業所有権に関し、日本国は、1949年9月1日施行の政令第309号、1950年1月28日施行の政令第12号及び1950年2月1日施行の政令第9号のすべて現在改正されているところにより従来与えられているよりも少くない利益を連合国及びその国民に与えることを継続する。但し、このような国民が前記政令の期限内にこの利益を申請したことを条件とする。

- (c)(i) 日本国は、連合国及びその国民の公表の及び未公表の著作物に関して1941年12月6日に日本国に存在した文学的及び美術的所有権がこの日以後有効に引き続き効力を有していることを承認し、且つ、この日に日本国が当事国であつた条約及び協定の実施により、これらの条約又は協定が戦争のぼつ発の日には又はそれ以来日本国の又は關係連合国の国内法によつて廃棄又は停止されたかどうかを問うことなくその日以後日本国に発生し又は戦争がなかつたならば発生すべきであつた権利を承認する。

(563)

- (ii) 権利者による申請を必要とせず且ついかなる手数料も支払うことなしに又は他のいかなる方式をも履行することなしに、1941年12月7日からこの条約の効力発生までの期間は、このような権利の通常の期間の進行から除外されなければならない。また、このような期間は、6箇月の期間を追加して日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物がその時まで日本語に翻訳せらるべき期間から除外されなければならない。

第16条

日本国の捕虜であつた期間に不当な苦痛を受けた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた又は連合国のいずれかと戦争していた国々にある日本国の資産及び日本国民の資産又はこのような資産の相当額を赤十字国際委員会に移管するものとし、赤十字国際委員会は、このような資産を清算して残余資金を前捕虜及びその家族の利益のために赤十字国際委員会が衡平であると決定する基礎に基いて配分しなければならない。この条約の第14条(a)2(i)(ii)から(v)までに掲げた種類の資産は、移管から除外される。また、この条の移管の規定は、日本国の財政機関が現在所有している19,770の国際決済銀行株には適用がないものと了解される。

第17条

- (a) いずれかの連合国の要請に基き、日本国政府は、当該連合国民の所有権に関係のある事件に関する日本国の捕獲密検所の決定又は命令を、国際法に準拠して検討し、且つ修正し、また、なされた決定及び発せられた命令を含めてこれらの事件の記録に関するすべての文書の謄本を提供しなければならない。このような検討又は修正が返還の正当性を明らかにする場合には、第15条の規定は、当該財産に適用されなければならない。
- (b) 日本国政府は、連合国のいずれかの国民が原告又は被告として十分陳述のできなかった訴訟手続において1941年12月7日からこの条約の実施との間に日本国の裁判所により下された判決を、再審のため、この条約の効力発生から1年以内にいつでも日本国の適当な機関に提出することを可能にするのに必要な措置を執らなければならない。日本国政府は、再審を要求した当該国民がこのような判決の結果損害を受けている場合には、その者が判決の下される前にあつた地位を回復すること又は当該事情のもとで公正且つ衡平な救済を与えられることを規定しなければならない。

(564)

第18条

- (a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約（債券に関するものを含む。）並びに取得された権利から生ずる金銭上の債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国中の1国の政府若しくは国民に対して負っているか又は連合国中の1国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたと認められる。戦争状態の介在は、また、戦争状態の存在以前に発生した財産の滅失若しくはき損又は身体上の傷害若しくは死亡に対する請求権で、連合国中の1国の政府が日本国政府に対して又は日本国政府が連合国政府のいずれかに対して提起し又は再提起することのあるものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなされてはならない。この項の規定は、第14条により与えられた権利を損なうものではない。
- (b) 日本国は、日本国家の戦前の在外債務に対する責任及び後に日本国家の債務であると宣言された団体の債務に対する責任を確認し、且つ、これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始する意図があることを表明する。日本国は、私的な戦前の請求権及び債務に関する交渉を容易にし、右により金額の送金を容易にする。

第19条

- (a) 日本国は、戦争から生じた又は戦争状態の存在の結果執られた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の実施前に日本国領域にあつたいずれかの連合国の軍隊又は官憲の存在、作戦又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。
- (b) 前記の放棄は、連合国の手中にあつた文民の捕虜及び民間の被収容者に関して生ずる請求権及び債権、並びに、1939年9月1日とこの条約の実施との間に日本国の船舶に関して連合国のいずれかが執つた措置から生ずる請求権を含む。
- (c) 相互放棄を条件として、日本国政府もまた、政府間の請求権及び戦争中に受けた損失又は損害に対する請求権を含むドイツ国及びドイツ国民に対するすべての請求権（債務を含む。）を日本国政府及び日本国民に代つて放棄する。但し、(a)1939年9月1日前に締結した契約及び取得した権利に関する請求権並びに(b)1945年9月2日以後に日本国とドイツ国との間の貿易及び金融上の関係から生じた請求権を除く。

(565)

第20条

日本国は、1945年のベルリン会議の議事録に基きドイツ財産を処分する資格を有する各国により決定された又は決定されることのある、日本国にあるドイツ財産の処理を保証するため、すべての必要な措置を執り、且つ、このような財産の最終的処分までの間は、その保管及び管理について責任を有する。

第21条

この条約の第25条の規定にかかわらず、中国は、第10条及び第14条(a)2の利益を受ける資格をもち、且つ、朝鮮は、この条約の第2条、第9条及び第12条の利益を受ける資格を有する。

第6章

紛争の解決

第22条

この条約のいずれかの当事国が他の合意された方法では解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、その紛争は、この条約の当事国の要請により、国際司法裁判所の決定に付託しなければならない。日本国及びすでに国際司法裁判所規程の当事国になつていない連合国は、この条約のそれぞれの批准の時に且つ1946年10月15日付の国際連合安全保障理事会の決議に従つて、一般にこの条に掲げた性質のすべての紛争に関して裁判所の管轄権を特別の協定なしに受諾する一般的宣言を裁判所書記に寄託するものとする。

第7章

最終条項

第23条

- (a) この条約は、日本国を含み、署名する国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が日本国と主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含む次の国（ここに次の諸国のうちこの条約の署名国である国の名が掲げられる。）すなわちオーストラリア、ビルマ国、カナダ、セイロン、フランス国、インド、インドネシア国、オランダ国、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の過半数によつて寄託されたときに、その時批准しているすべての国に対して実施され

(566)

る。この条約は、その後これを批准する各国に対して、その批准書の寄託の日に実施される。

- (b) 条約が日本国の批准の寄託の日の後9箇月以内に実施されなかつたときは、これを批准した国は、日本国の批准の寄託の日の後3年より遅れないで日本国政府及びアメリカ合衆国政府に対してなすその旨の通告によつて、条約を自国と日本国との間に実施させることができる。

第24条

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託されなければならない。同政府は、この寄託及び、この条約の第23条(b)に基いてなされる通告を、すべての署名国に通告する。

第25条

この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争状態にある国で、条約を署名し且つ批准したものをいう。第21条の規定を留保して、この条約は、ここに明定した連合国の1国でないいかなる国に対しても、いかなる権利、権原又は利益をも与えるものではない。また日本国の権利権原又は利益は、この条約のいかなる規定によつても右の通り明定された連合国の1国でない国のため減損され又は害されるものとみなされてはならない。

第26条

日本国は、1942年1月1日の連合国宣言に署名し又は加入した国家で、日本国と戦争状態にあり、この条約の署名国でないものと、この条約の規定するところと同一の、又は実質的に同一の条件で2国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。ただし、この日本国側の義務は、この条約が効力を生じて後3箇年で満了する。もし日本国が、いずれかの国家とこの条約が規定するものよりも大きな利益をその国家に許与する平和処理又は戦争請求権処理を作成したならば、これらの同一の利益は、この条約の締結国に及ぼさなければならない。

第27条

この条約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託される。合衆国政府は、その認証謄本を各署名国に供与し、且つ、この条約の第23条(a)項に基く条約の実施の日をこの各国に通知する。

(567)

右の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1951年 月 日において、いずれも等しく正文であるイギリス語、フランス語、ロシア語及びスペイン語並びに日本語で本書を作成した。

宣 言

本日署名された平和条約に関連し、日本国政府は、次のとおり宣言する。

1. 平和条約に別段の定めがない限り、日本国は、1939年9月1日現在で加盟していたすべての現存の多数国間の国際文書が完全に有効であることを承認し、平和条約の実施の時に、これらの文書の下におけるすべてのその権利及び義務を回復する。しかし、ある文書に対する参加について、日本国が1939年9月1日以後加盟国でなくなつた国際機関の加盟国であることが要件となつている場合においては、本項の規定は、日本国の当該機関への再加盟をまつて発効するものとする。

2. 日本国政府は、平和条約の実施後6箇月以内に、次の国際文書に正式に加盟する意向である。

- (1) 1912年1月23日、1925年2月11日、1925年2月19日、1931年7月13日、1931年11月27日及び1936年6月26日の麻薬に関する協定、条約及び議定書を修正する1946年12月11日にレーク・サクセスで署名のために開かれた議定書
- (2) 1946年12月11日にレーク・サクセスにおいて署名された議定書によつて修正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する1931年7月13日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下におく議定書
- (3) 1927年9月26日にジュネーヴにおいて署名された外国においてなされた仲裁判決の執行に関する国際条約
- (4) 1928年12月14日にジュネーヴにおいて署名された経済統計に関する国際条約及び議定書並びに1948年12月9日にパリにおいて署名された経済統計に関する1928年の国際条約を修正する議定書
- (5) 1923年11月3日にジュネーヴで署名された税関手続の簡捷に関する国際条約及び署名調書
- (6) 1934年6月2日にロンドンにおいて署名された商品の原産地虚偽表示防止に関する協定

(568)

(7) 1929年10月12日にワルソーにおいて署名された国際航空輸送に関するある種の規定の統一のための条約及び追加議定書

(8) 1948年6月19日にロンドンにおいて署名のために開かれた海上における人命の安全のための条約

(9) 戦争犠牲者の保護のための1949年8月12日のジュネーヴ条約

3. 日本国政府は、同様に、平和条約の実施後6箇月以内に、(A)1944年12月7日シカゴにおいて署名のために開かれた国際民間航空条約への参加の承認を申請し、また、この協定の当事国となり次第、同じく1944年12月7日シカゴにおいて署名のために開かれた国際航空輸送業務協定を受諾すること並びに、(B)1947年10月11日付をもつてワシントンで署名された国際気象機関条約への参加の承認を申請する意向である。

宣 言

本日署名された平和条約に関して、日本国政府は、次の宣言を行う。

日本国は、いずれかの連合及び同盟国によつて権限を与えられた委員団、代表団又は他の機関が日本国の領域にあるそれぞれの国の戦死者の墳墓、墓地及び記念碑を識別し、一覧表にし、維持又は管理することを承認するものとし、このような機関の事業を容易にするものとし、また、前記の墳墓、墓地及び記念碑に関して、関係の連合及び同盟国と、又は連合及び同盟国によつて権限を与えられた委員団、代表団若しくは他の機関と、必要と認められる協定を締結するために交渉を行うものとする。

付録 56 1951年7月8日、受領文書に添付して箱根の総理にとどけたメモ

7日夜10時外交局において総理へメモとしてシーボルト大使より受領いたしました。英国使節団のクラットン代表代理も同時刻に参りまして条約案を受領しました。

この条約案は、先日アリソン公使に申しでた当方の要請を容れて修正してあるところがあります。(10頁の7行と8行。13頁の10行ないし15行の追加など。)その他の要請は、華府で考慮中とのことであります。

この条約案は、12日に公表の予定であります、そして本案の送付をうけた政府に意見

(569)

の提示が求められており、これらの意見を考慮にいらて 7 月 20 日頃更に条約案を送付する予定であるとのことであります。

平和条約は、英、仏、露、西語とならんで日本文でも作成されます。

公表まで厳秘を守るよう要請されました。

邦訳を作り、且つ、研究します。更めて要請すべき点の有無など結論をだすため直ちに作業します。

総理御帰京の節直ちに結論を御報告いたす所存であります。

以 上

7 日夜目黒官邸にて

西村条約局長

付録 57 1951 年 7 月 12 日先方に交付した条約案にたい

するわがオブザーヴェーション

付・和文原案その 1 その 2

原案その 2 の英訳

Observations on the Draft of the Peace Treaty

July 12, 1951

1. Article 3

Your attention is requested to (a) of our Observations dated 4 April, 1951. While “the Nansei Islands” includes all islands south of 29° north latitude, “the Ryukyu islands” do not.

2. Article 4

The first sentence of paragraph A would seem properly to read as stated in the Observations dated July 2, 1951, since “...property...of such authorities and residents against Japan and its nationals...” would make no sense.

3. Article 14

The proviso of (a) 2 (1) V (“provided that this exception shall only apply to obligations of Japan and its nationals expressed in Japanese currency”) seems to refer only to the first part of this paragraph (“obligations of Japan or Japanese nationals”). If so, the proviso might better be placed immediately after the words to which it refers.

4. Article 15

It is suggested that in the last part of paragraph A, “In cases where such property was within Japan on December 7, 1941, and cannot be returned,

(570)

or has suffered injury or damage, compensation will be made in accordance with Law No....”, the words “as a result of the war” be inserted after “damage”. These words are found in the corresponding sentence of Article 78, 4(a), of the Italian peace treaty, and the wording will also conform to the provisions of the draft Compensation Law.

5. Article 16

In the first sentence, there is a passage, “...Japan will transfer its assets and those of its nationals in countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or the equivalent of such assets,...”. The insertion herein of the words “or the equivalent of such assets” is construed to mean that, in lieu of the transfer of those assets of Japan and its nationals which now exist, the equivalent thereof may be transferred if the Government so desires. It is not considered to mean that if the assets which were owned previously by Japan and its nationals in such countries are impossible of transfer in their status quo ante for certain cause (subsequent decrease in value, use in Japan’s interest, etc.), Japan should transfer the equivalent thereof. It is suggested the word “existent” be inserted between “its” and “assets”.

6. Article 17

The requirements of the first sentence have mostly been put into practice during the Occupation, as stated in the Observations dated July 2, 1951. Its purport will become more clear if the defining term “if it has not done so” is added.

7. Article 21

This Article entitles China to the benefits of Article 14 (A) 2. It may be pointed out that the benefits are counterpoised by the waiver of claims by the Allied Powers under paragraph (B) of the same Article. Korea is entitled to the benefits of Articles 9 and 12. Article 9 envisages the desire of the Allied Powers to conclude an agreement. Article 12 envisages the Allied Powers themselves according Japan most-favored-nation treatment or national treatment. In other words, these provisions envisage the existence of a counterpart on the part of the Allied Powers. The Government believes that such will be the case with China and Korea. Therefore, with regard to Article 14, it is believed more advisable either to include (B) in referring to this article or to drop Article 14, (A) (2). The phraseology of Article 21 seems to leave room for misunderstanding.

8. Declaration concerning International Instruments Regarding 1:

a. It is contemplated therein that Japan declares that she recognizes the full force of all presently effective multilateral international instruments to which

(571)

she was a party on September 1, 1939. The Japanese Government believes that such declaration should be confined to the multilateral international instruments of non-political character. Otherwise such treaties as the Nine Power Pact and the Four Power Pact of 1922 would be recognized as in full effect, which would be contrary to the actual situation.

b. With regard to participation in certain international instruments, there is a passage to the effect that if such participation involves membership in an international organization, the provisions of the present paragraph shall take effect upon Japan's readmission to membership in the organization concerned. So far as the Japanese Government is aware, there is no international organization of which Japan was a member as of September 1, 1939 and has ceased to be a member thereafter. Accordingly, the sentence beginning with "Where, however," might be deleted.

Regarding 2:

The Government is entirely willing to accede to all of the international instruments herein mentioned. However, some of them are voluminous (e.g. International Convention relating to Economic Statistics with Protocols, Convention on safety of life at sea, Conventions for the protection of war victims). Some require domestic legislation or its amendment in advance (e.g. International convention relating to the simplification of customs formalities, Convention on safety of life at sea, Convention for the protection of war victims). Therefore, it is actually impossible to complete the procedure of accession to all of these instruments within six months of the coming into force of the treaty of peace. It is hoped that the term will be defined as "within the shortest practicable period".

Regarding 3:

The Government will willingly participate in the international organizations mentioned therein. It is hoped, however, that the term will be defined as "within the shortest practicable period", for the same reason as mentioned in reference to 2 above.

9. Declaration concerning War Graves

a. This Declaration concerns a matter of humanity, which requires no discriminatory treatment as between the victor and the vanquished. It is hoped that the feelings of the Japanese people will be taken into consideration. It would be appreciated if the declaration could be made jointly, by adding that the Allied Powers also intend to treat in a proper manner the graves and cemeteries of Japanese war dead in their territory, or at least if a passage which may read "The Japanese Government expects that the Allied Powers will treat in a proper manner the graves and cemeteries of Japanese

war dead in their territory" could be added in this paragraph.

b. The words "Allied and Associated Powers" and "Allied or Associated Power" used in the declaration should be "Allied Powers" or "Allied Power".

平和条約案に対するオブザーヴェーション (第1案)

(1951、7、9、作成)

1. 第4条(a)

(a)項の第1文章は、次のような意味に解釈する。

"The disposition of property of Japan and its nationals in the areas referred to in Article 2 and 3, and their claims, including debts against the authorities presently administering the areas referred to above and the residents (including juridical persons) thereof, and the disposition of claims, including debts, of such authorities and residents against Japan and its nationals, shall be the subject of special arrangements between Japan and such authorities".

けだし「日本国若しくはその国民^{フゲンスト}に対する右の当局及び住民の財産」は、意味をなさないからである。草案では、右の点に疑問がないでもないので、もしわれわれの解釈が正しければ、前述のワーディングの採用を考慮されたい。

2. 第16条

第1文章に、“.....Japan will transfer its assets and those of its nationals in countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or the equivalent of such assets,.....”とある。このような国に存在していた日本の資産及び日本国民の資産が、何らかの理由(減損、日本のために使用されたこと、その他の理由)で引き渡しが可能となつていときは、日本から新たに、これらの資産の“equivalent”を持ち出すことを意味すべきものであろうか。

日本国内に現存する fund から新たに持ち出す義務までも負担することは、政府の極めて困難とするところである。従つて、日本が引き渡すものは、「現存する状態における日本国の資産及び日本国民の資産」に限定されることを希望する。

3. 第17条

- (a) この項の第1章で要求されていることは、1951年7月2日付のオブザーヴェーションで述べたとおり、占領軍当局の命令により実行済みである。もし、この文章を存置されるならば、「まだそうしていない限り」という限定の語を挿入される必要がある。
- (b) 「中国は、第10条及び第14条(a)2の利益を受ける資格をもち、且つ、朝鮮は、この条約の第2条、第9条及び第12条の利益を受ける資格を有する」とあるのみでは、中国及び朝鮮は、当該条文から生ずる権利のみを得て、当該条文に伴う義務を負わないと解釈されるかもしれない。従つて、「中国は、第10条及び第14条(a)2の適用を受ける資格をもち、且つ、朝鮮は、この条約の第2条第9条及び第12条の適用を受ける資格を有する」という表現が適当であると考え。

5. 国際条約に関する宣言

1. について

- a、日本国は1939年9月1日現在日本が加盟していた一切の現存の多数国間国際文書が完全に有効であることを承認するよう宣言することが考慮されておる。日本政府の見解によれば、この宣言は、「非政治的性質の」多数国間国際文書に限定されるべきである。しからざれば、1922年の9国条約や4国条約のごときまで完全に有効とみとめられることとなり、現実にはそぐわないからである。
- (b) ある文書に対する参加について、日本国が1939年9月1日以後加盟国でなくなつた国際機関の加盟国であることが要件となつている場合には、本項の規定は、日本国の当該機関への再加盟をまつて発効するとの文句がある。日本政府の関知する限りにおいて、1939年9月1日現在加盟していた国際機関で同日以後日本国が加盟国でなくなつたものはない。「しかし」以下の条項はなくてよいと考える。

2. について

政府は、本項に掲げられたすべての国際文書に欣然加入する用意がある。しかし、これら文書のうちには著しく膨大なものがあり（たとえば、経済統計に関する国際条約及び諸議定書、海上における人命の安全のための条約、戦争犠牲者の保護のための条約）、あるいは、事前に国内立法又はその修正を必要とするもの（たと

(574)

ば、税関手続の簡捷に関する国際条約、海上における人命の安全のための条約、戦争犠牲者の保護のための条約等）がある。従つて、平和条約の実施後6箇月以内にこれら文書のすべてにつき加入手続を了することは事実上不可能である。すくなくとも、この期限は18箇月とされることを希望する。

6. 戦争墳墓に関する宣言

- a、本項は、人道に関するものであつて、戦勝国と、戦敗国とによつて取扱振を異にする要のない事項であるのみならず、日本人の国民感情をも考慮にいれ、「連合国においてもその領域内に所在する日本人戦死者の墳墓及び墓地を適当に取扱う意向のある」趣旨を加えるか、少くとも、「日本政府は連合国政府がその領域内に所在する日本人戦死者の墳墓及び墓地を適当に取扱われることを期待する」趣旨の文句を末尾に付加することに同意されたい。
- b、この宣言に用いられている“ Allied and Associated Power ”及び“ Allied or Associated Power ”という語は、本条約の用語と統一するため“ Allied Power ”としたい。

平和条約案に対するオブザーヴェーション（第2案）

(1951、7、11、作成)

1. 第4条

(a)項の第1文章は、1951年7月2日付オブザーヴェーションで述べたように読むべきものと思う。ただし「日本国若しくはその国民に対する右の当局及び住民の財産」は、意味をなさないのである。

2. 第15条

(a)の末段の

“In cases where such property was within Japan in December 7, 1941, and cannot be returned, or has suffered injury or damage, compensation will be made in accordance with Law No.” の damage の後に、as a result of the war を入れるようサゼストする。イタリア平和条約第78条4(a)の当該文章にもこれらの文字があり、又、「補償法」の内容と合致させるためである。

3. 第16条

第1文章に、“.....Japan will transfer its assets and those of its nationals in

(575)

countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or the equivalent of such assets,.....”とある。ここに「of the equivalent of such assets」が挿入されているのは、政府が希望するならば、現存する日本国及び日本国民の「資産」の引渡に代えてその「対価物」を引渡してもよいとの意味と解する。このような国に存在していた日本の資産及び国民の資産が、何らかの理由（減損、日本のための使用など）で引渡が不可能となつているとき、日本から新たに、その「equivalent」を引渡すべきことを意味するのではないと考える。後者の意味とすれば、政府の極めて困難とするところである。

4. 第17条

この項の第1文章で要求されていることは、1951年7月2日付のオブザーヴェーションで述べたとおり、占領下において大部分実行済である。「まだそうしていない限り」という限定の語を挿入された方がはつきりすると思う。

5. 第21条

中国は、第14条a2の利益を受ける資格を有するとあるが、この利益は、同条bの連合国による請求権の放棄と対応するものであることを忘れてはならない。韓国は、第9条及び第12条の利益を受ける資格を有するとあるが、第9条は、連合国において協定締結を希望することを予想しておく。第12条は、連合国自らが日本に最恵国待遇ないし内国民待遇を与える場合を予想している。いいかえれば、これらの条項は、連合国側におけるカウンターパートの存在を予想する。政府は、中国及び韓国についても同様であると思う。だから、第14条については(b)にも言及するかあるいは第14条(a)(2)をドロップした方がいいと考える。第21条の文言は、誤解を招く余地があると思う。

6. 国際条約に関する宣言

1. について

- a. 日本国は1939年9月1日現在日本が加盟していた一切の現存の多数国間国際文書が完全に有効であることを承認するよう宣言することが考慮されておる。日本政府の見解によれば、この宣言は、「非政治的性質の」多数国間国際文書に限定されるべきである。しからざれば、1922年の9国条約や4国条約のごときまで完全に有効とみとめられることとなり、現実にはそぐわないからである。

(576)

- b. ある文書に対する参加について、日本国が1939年9月1日以後加盟国でなくなつた国際機関の加盟国であることが要件となつている場合には、本項の規定は、日本国の当該機関への再加盟をまつて発効するとの文句がある。日本政府の関知する限りにおいて、1939年9月1日現在加盟していた国際機関で同日以後日本国が加盟国でなくなつたものはない。「しかし」以下の条項はなくてよいと考える。

2. について

政府は、本項に掲げられたすべての国際文書に欣然加入する用意がある。しかし、これら文書のうちには著しく膨大なものがあり（たとえば、経済統計に関する国際条約及び諸議定書、海上における人命の安全のための条約、戦争犠牲者の保護のための条約）、あるいは、事前に国内立法又はその修正を必要とするもの（たとえば、税関手続の簡捷に関する国際条約、海上における人命の安全のための条約、戦争犠牲者の保護のための条約等）がある。従つて、平和条約の実施後6箇月以内にこれら文書のすべてにつき加入手続を了することは事実上不可能である。「実行可能な最短期間に」というようにされることを希望する。

3. について

政府は、本項に掲げられた国際機関に欣然加入する用意がある。しかし、2.について述べたと同様の事由から、「実行可能な最短期間に」とされることを希望する。

7. 戦争墳墓に関する宣言

- a. 本項は、人道に関するものであつて、戦勝国と、戦敗国とによつて取扱振を異にする要のない事項である。また、日本人の国民感情をも考慮にいれられるよう希望する。従つて、「連合国においてもその領域内に所在する日本人戦死者の墳墓及び墓地を適当に取扱う意向のある」趣旨を加えて共同の宣言とするか、少くとも、「日本政府は連合国政府がその領域内に所在する日本人戦死者の墳墓及び墓地を適当に取扱われることを期待する」趣旨の文句を末尾に付加することに同意されたい。
- b. この宣言に用いられている“ Allied and Associated Power ”及び“ Allied or Associated Power ”という語は、本条約の用語と統一するため“ Allied Power ”とすべきである。

(577)

オブザーベーション第2案の英訳

Observations on the Draft of the Peace Treaty

July 11, 1951

1. Article 4

The first sentence of paragraph A would seem properly to read as stated in the Observations dated July 2, 1951, since "and of such authorities and residents against Japan" would make no sense.

2. Article 15

It is suggested that in the last part of paragraph A, "In cases where such property was within Japan on December 7, 1941, and cannot be returned, or has suffered injury or damage, compensation will be made in accordance with Law No.", the words "as a result of the war" be inserted after "damage". These words are formed in the corresponding sentence of Article 78, 4(a), of the Italian peace treaty, and the wording will thus conform to the provisions of the Compensation Law.

3. Article 16

In the first sentence, there is a passage, "...Japan will transfer its assets and those of its nationals in countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or the equivalent of such assets,". The insertion herein of the words "or the equivalent of such assets" is construed to mean that, in lieu of the transfer of those assets of Japan and its nationals which now exist, the equivalent thereof may be transferred if the Government so desires. It is not considered to mean that if the assets of Japan and its nationals in such countries are impossible of transfer for certain cause (decrease, use in Japan's interest, etc.), Japan should transfer the equivalent thereof. If the latter interpretation should be taken, the Government would be placed in an extremely difficult position.

4. Article 17

The requirements of the first sentence have mostly been put into practice during the occupation, as stated in the Observations dated July 2, 1951. Its purport will become more clear if the defining term "if it has not done so" is added.

5. Article 21

This Article entitles China to the benefits of Article 14 (A) 2. It may be pointed out that the benefits are counterpoised by the waiver of claims by the Allied Powers under paragraph (B) of the same Article. Korea is entitled to the benefits of Articles 9 and 12. Article 9 envisages the desire

(578)

of the Allied Powers to conclude an agreement. Article 12 envisages the Allied Powers themselves according Japan most-favored nation treatment or national treatment. In other words, these provisions envisage the existence of a counterpart on the part of the Allied Powers. The Government believes that such will be the case with China and Korea. Therefore it is believed more advisable whether to include (B) in referring to Article 14 or to drop A (2) of Article 14. The phraseology of Article 21 seems likely to cause misunderstanding.

6. Declaration concerning International Instruments Regarding 1:

a. It is contemplated therein that Japan declares that she recognizes the full force of all presently effective multilateral international instruments to which she was a party on September 1, 1939. According to the interpretation of the Japanese Government, such declaration should be confined to the multilateral international instruments of a non-political character. Otherwise the Nine Power Treaty and Four Power Treaty of 1922 would be recognized as in full effect, which would be contrary to the actual situation.

b. With regard to participation in certain international instruments, there is a passage to the effect that if such participation involves membership in an international organization, the provisions of the present paragraph shall take effect upon Japan's readmission to membership in the organization concerned. So far as the Japanese Government is aware, there is no international organization of which Japan was a member as of September 1, 1939 and has ceased to be a member thereafter. Accordingly, the sentence beginning with "Where, however," might be deleted.

Regarding 2:

The Government is prepared willingly to accede to all of the international instruments therein mentioned. However, some of them are voluminous (e.g. International convention relating to economic statistics with protocols, Convention on safety of life at sea, Conventions for the protection of war victims). Some require domestic legislation or its amendment in advance (e.g. International convention relating to the simplification of customs formalities, Convention on safety of life at sea, Conventions for the protection of war victims). Therefore, it is virtually impossible to complete the procedure of accession to all of these instruments within six months of the coming into force of the treaty of peace. It is hoped that the term will be defined as "within the shortest practicable period".

Regarding 3:

The Government is prepared willingly to participate in the international organizations mentioned therein. It is hoped, however, that the term will be

(579)

defined as “within the shortest practicable period”, for the same reason as mentioned in reference to 2.

7. Declaration concerning War Graves

a. This paragraph concerns a matter of humanity, which requires no discriminatory treatment as between the victor and the vanquished. It is hoped that the feelings of the Japanese people will be taken into consideration. It would be appreciated if the declaration could be made jointly, by adding that the Allied Powers also intend to treat in a proper manner the graves and cemeteries of Japanese war dead in their territory, or at least if a passage which may read “The Japanese Government expects that the Allied Powers will treat in a proper manner the graves and cemeteries of Japanese war dead in their territory” could be added in this paragraph.

b. The words “Allied and Associated Powers” and “Allied or Associated Power” used in the declaration should be “Allied Powers” or “Allied Power” to unify the terminology of the present treaty of peace.

付録 58 1951 年 7 月 13 日に発表した平和条約案・宣言 案および議定書案の邦訳文

日本国との平和条約の草案

前 文

連合国及び日本国は、両者の関係を、今後、主権を有する平等者として、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために友好的な連携の下に協力する国家間の関係とすることを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約であつて、日本国が国際連合に加盟を申請し、及びいかなる場合にも国際連合憲章の原則を遵守すること、世界人権宣言の目的を実現するために努力すること、国際連合憲章第 5 条及び第 6 条に定められ、且つ、既に降伏後の日本国の法制によつてはじめられた安定及び福祉の条件を日本国内に作り出すために努力すること並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行を遵守することの意思の達成を可能ならしめるものの締結を希望するので、

連合国は、前項に掲げられた日本国の意思を歓迎するので、

連合国及び日本国は、よつて、この平和条約を締結することに合意し、これに応じて

(580)

下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、全権委任状を示し、それが良好妥当であると認めた後、次の規定を協定した。

第 1 章 平 和

第 1 条

日本国と各連合国との間の戦争状態は、ここに、この条約が第 2 3 条の規定に従い日本国と関係連合国との間に効力を生ずる日から終結する。

第 2 章 領 域

第 2 条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖島に対するすべての権利・権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が 1905 年 9 月 5 日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、かつて日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす 1947 年 4 月 2 日の国際連合安全保障理事会の措置を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するかどうかにかかわらず、南極地域のいずれの部分に関する権利、権原又は利益についても、これに関するすべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、西鳥島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第 3 条

日本国は、北緯 29 度以南の琉球諸島、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くことの国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ、且つ、これが可決されるまでの間、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力のすべて及びいづれかを行使する権利をもつものとする。

(581)

第4条

- (a) 日本国及びその国民の財産及び請求権（債権を含む。）で第2条及び第3条に掲げた地域にあるもの又はこの地域を現在管治している当局及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国及びその国民に対する前記の当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国と前記の当局との間の特別取極の主題とする。第2条及び第3条に掲げた地域における連合国又はその国民の財産は、既に返還されていない限り、現状において返還しなければならない。（国民という語は、この条約中に用いられるときはいつでも法人を含む。）
- (b) 日本国とこの条約に従って日本国の支配から除外される領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、2等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

第3章 安 全

第5条

- (a) 日本国は、国際連合憲章第2条に掲げた義務、特に次の義務を受諾する。
- (i) 国際的平和及び安全並びに正義を危うくしない方法でその国際紛争を平和的手段によつて解決すること。
- (ii) その国際関係において、いかなる国の領土保全若しくは政治的独立に対しても、又は国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によつても、武力で脅威し、又は武力を行使することを慎むこと。
- (iii) 国際連合が憲章に従つてとる行動について国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとることのあるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。
- (b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第2条の原則に従うべきことを確認する。
- (c) 連合国側としては、日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げた個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結できることを承認する。

第6条

- (a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力の発生の後なるべくすみやかに、且つ、

(582)

いかなる場合にもその後90日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された又は締結されることのある二国間又は多数国間の協定に基いて又はその結果として日本国領域に外国軍隊を駐とんさせ、又は引き続いてとどめることを妨げるものではない。

- (b) 占領軍の使用に供され、且つ、この条約の効力の発生の時に占領軍が保有しているすべての日本財産で、まだ補償金が支払われていないものは、相互の合意によつて別段の取極が行われない限り、同じく90日以内に返還されなければならない。

第4章 政治及び経済条項

第7条

- (a) 各連合国は、その日本国との戦前の2国間条約のいずれを引き続いて有効とし、又は復活させることを希望するかを、自国と日本国との間にこの平和条約の効力が生じた後1年以内に、日本国に通告する。こうして通告された条約は、この条約に適合することを確保するための必要な改正だけを受けるものとして、引き続いて効力をもち、又は復活される。こうして通告された条約は、通告の日の後3箇月で効力を回復し、且つ、国際連合事務局に登録されなければならない。日本国にこうして通告されないすべての条約は、廃棄されたものとする。
- (b) この条の(a)に基いて行われた通告においては、通告国が国際関係について責任をもつ地域に対しては、条約を適用せず、又は復活しないものとすることができる。この除外は除外の適用を終止する旨の通告が日本国に与えられる日の3箇月までとする。

第8条

- (a) 日本国は、連合国が現に締結している、又は今後締結する1939年9月1日に開始された戦争状態を終了するためのすべての条約及び平和の回復のための又はこれに関連する他の取極の完全な効力を承認する。日本国は、また、旧国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために作成された取極を受諾する。
- (b) 日本国は、1919年9月10日のサンジェルマン＝アン＝レイの諸条約及び1936年7月20日のモントルーの海峡条約の署名国であることに基く、並びに1923年7月24日のローザンヌの条約の第16条に基くすべての権利及び利益を放棄する。
- (c) 日本国は、1930年1月20日のドイツ国と債権国との間の協定及び1930年

(583)

5月17日の信託協定を含むその附属書、国際決済銀行に関する1930年1月20日の条約並びに国際決済銀行の定款に基いて得たすべての権利、権原及び利益を放棄し、且つ、それらから生ずるすべての義務を免かれる。日本国は、この条約の効力の発生の後6箇月以内に、パリの外務省にこの項に掲げた権利、権原及び利益の放棄を通告しなければならない。

第9条

日本国は、公海における漁猟の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する2国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国との交渉をすみやかに開始するものとする。

第10条

日本国は、1901年9月7日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書から生ずるすべての特典及び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附属書、書簡及び文書の日本国に関する放棄に同意する。

第11条

日本国は、日本国内及び日本国外の極東軍事裁判法廷及び他の連合国戦争犯罪法廷の判決を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行しなければならない。これらの拘禁されている者に関して特赦、減刑及び仮出獄を与える権限は、各事件について刑を課した1又は2以上の政府の決定に基き、且つ、日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事法廷が刑を宣告した者については、この権限は、法廷に代表者を出した政府の過半数の決定に基き、且つ、日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

第12条

- (a) 日本国は、各連合国と貿易、海運及び他の通商上の関係を安定した且つ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。
- (b) 当該の条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の効力の発生の後4年間、次のことを行うものとする。

(584)

(I) 各連合国、その国民、産品及び船舶に次のものを与えること。

- (i) 貨物の輸入及び輸出に対する又はこれに関連する関税、課金、制限及び他の規則に関する最恵国待遇
- (ii) 海運、航海及び輸入品に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びこれらの者の利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判所への出訴、契約の締結及び履行、財産権、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にすべての種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(II) 日本国の国営貿易企業の国外における購入及び販売が商業的考慮のみに基くことを確保すること。

- (c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、関係連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を与える限度においてのみ、その連合国に内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所をもつ者の場合並びに連邦政府を有する連合国の邦又は州の法人及びそこに住所をもつ者の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。
- (d) この条の適用上、差別的措置であつて、その措置がそれを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くか、あるいはその当事国の対外的財政状態又は国際収支（海運若しくは航海に関するものを除く。）を守る必要に基くか、あるいは重大な安全上の利益を維持する必要に基いており、且つ、その措置が事態に相応しており且つほしいまな又は不合理な方法で適用されるものでないものは、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものとは認めない。
- (e) この条の(b)に基く日本国の義務は、この条約の第14条に基く連合国の権利の行使によつて影響されない。また、(b)の規定は、この条約の第15条によつて日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

第13条

- (a) 日本国は、1又は2以上の連合国の要請があつたときはすみやかに、当該連合国と国際民間航空運送に関する2国間又は多数国間の協定の締結のための交渉を開始するものとする。

(585)

- (b) 連合国の1国と1又は2以上の前記の協定が締結されるまでは、日本国は、4年間、航空交通の権利及び特権に関して、この条約の効力の発生の時にその連合国が行使しているよりも不利でない待遇をその連合国に与え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を与えるものとする。
- (c) 日本国は、国際民間航空第93条に従つて同条約の当事国となるまで、航空機の国際航空に適用すべきこの条約の規定を実施し、且つ、同条約の附属書として採択されている基準、慣行及び手続を同条約の条項に従つて実施するものとする。

第5章 請求権及び財産

第14条

- (a) 日本国は、戦争中に生ぜしめた損害及び苦痛に対して、原則としては、賠償を支払うべきであるが、しかし、日本国が存立可能な経済を維持すべきものとすれば、連合国に対して適当な賠償を行い、且つ、同時にその負担する他の債務を弁済する能力に欠けていることが認められる。

もつとも、

- 1 日本国は、日本国軍隊によつて現在の領域を占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、供与される製造、沈船引揚げ及び他の役務を通じて日本人の熟練及び勤労を当該連合国に提供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。この取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。原材料からの製造が要求される場合には、原材料は、外国為替上の負担を日本国に課さないために、当該連合国が供給しなければならない。
- 2(Ⅱ) 各連合国は、この条約の効力の発生の時にその管轄の下にある次のもののすべての財産、権利及び利益を差し押え、留置し、清算し、又は他の方法によつて処分する権利をもつ。
 - (a) 日本国及び日本国民
 - (b) 日本国若しくは日本国民のために又はこれに代つて行動した者並びに
 - (c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体
 但し、次のものを除く。

(586)

- (i) 日本国が占領した領域を除く連合国の1国の領域に当該政府の許可を得て戦争中に居住した日本国民の財産。但し、財産が所在した領域の政府がその領域に居住した他の日本国民の財産に一般的に適用しなかつた措置の適用を戦争中に受けた財産を除く。
 - (ii) 日本国政府が所有し且つ外交的又は領事的の目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類並びに投資的性質をもたない他の私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの。
 - (iii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もつばら宗教又は慈善の目的に使用した財産
 - (iv) 関係国と日本国との間の貿易及び金融関係の再開の後にこの条約の効力の発生に先だつて生じた財産権。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じた権利の場合を除く。
 - (v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国通貨で表示された日本国及び日本国民の債務にのみ適用する。
- (Ⅱ) 前記の例外(i)から(v)までに掲げた財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用を差し引いて返還される。これらの財産が清算されているときは、代りに売得金が返還される。
- (Ⅲ) 前に掲げた日本国財産を差し押え、留置し、清算し、又は他の方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従つて行使され、日本人所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみをもつ。
- (Ⅳ) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的状況が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。
- (b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争遂行中に日本国及び日本国民がとつた行動から生ずる連合国及び連合国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

(587)

第15条

- (a) この条約の効力の発生の後9箇月以内に行われる申請に基いて、日本国は、申請の日から6箇月以内に、各連合国及びその国民の財産、すなわち有体財産及び無体財産並びに種類のいかににかかわらずすべての権利又は利益で、1941年12月7日と1945年9月2日の間のいずれかの時に日本国内にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなくそれを自由に処分した場合には、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課金なしに、且つ、その返還のための課金なしに返還されなければならない。この財産は、所定の期間内に所有者が返還を申請しないときは、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。この財産が1941年12月7日に日本国に所在したものであり、且つ、現在返還することができないか、又は損傷若しくは損害を受けている場合には、1951年に日本国の国会が制定した法律第 号に従つて補償される。
- (b) 戦争中に侵害された工業所有権については、日本国は、1949年9月1日施行の政令第309号、1950年1月28日施行の政令第12号及び1950年2月1日に施行の政令第9号（いずれも改正された現行のものとする。）によりこれまで与えられたよりも不利でない利益を引き続いて連合国及びその国民に与える。但し、前記の国民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益を申請したことを条件とする。
- (c)(i) 日本国は、連合国及びその国民が公にした及び公にしなかつた著作物に関して1941年12月6日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後有効に引き続いて効力をもっていることを承認し、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約及び協定の適用により、これらの条約又は協定が戦争の発生の時又はそれ以後日本国又は関係連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかにかかわらず、その日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずべきであつた権利を承認する。
- (ii) 権利者による申請を必要とすることなく、また、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続の履行も要しないで、1941年12月7日からこの条約の効力の発生までの期間は、これらの権利の通常期間から除算しなければならない。前記の期

(588)

間は、文学的著作物が日本国において翻訳権を取得するために日本語に翻訳されるべき期間から除算する場合には、6箇月の期間を追加して除算しなければならない。

第16条

日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつたか又は連合国のいずれかと戦争していた国にある日本国の資産及び日本国民の資産又はこれらの資産に相当するものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、赤十字国際委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、赤十字国際委員会が衡平であると決定する基礎に基いて、捕虜であつた者及びその家族のために配分しなければならない。この条約の第14条(a)2(i)の(ii)から(v)までに掲げた種類の資産は、引渡から除外する。また、この条の引渡規定は、日本国の金融機関が現在所有する19,770株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第17条

- (a) いずれかの連合国の要請があつたときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に関係のある事件に関する日本国の捕獲審検所の決定又は命令を、国際法に準拠して再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならない。この再審査又は修正の結果返還すべきものであることが、明らかになつた場合には、第15条の規定が当該財産に適用される。
- (b) 日本国政府は、いずれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について充分に陳述ができなかつた訴訟手続において1941年12月7日からこの条約の効力の発生までの間に日本国の裁判所によつて下された判決を、再審査のためにこの条約の効力の発生の後1年以内にいつでも適当な日本国の機関に提出することができるようにするのに必要な措置をとらなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の判決の結果損害を受けた場合には、その者をその判決が下される前の地位に回復するか又はそれぞれの状況の下において公正且つ衡平な救済を与えるようにしなければならない。

第18条

- (a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した義務及び契約（債券に関するもの

(589)

を含む。)並びに取得された権利から生ずる金銭上の債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の1国の政府若しくは国民に対して又は連合国の1国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。戦争状態の介在は、また戦争状態の存在前に発生した財産の滅失若しくは損害又は身体上の傷害若しくは死亡に関する請求権で、連合国の1国の政府が日本国政府に対して又は日本国政府が連合国政府のいずれかに対して提起し又は再提起することのあるものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなさない。この項の規定は、第14条によつて与えられる権利を害するものではない。

- (b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国の責任であると後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認し、且つ、これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始する意図を表明する。日本国は、私的な戦前の請求権及び義務に関する交渉を容易にし、且つ、これに伴い金額の支払を容易にする。

第19条

- (a) 日本国は、戦争から生じた又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力の発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、作戦又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。
- (b) 前記の放棄には1939年9月1日からこの条約の効力の発生までの間に日本国の船舶に関していずれかの連合国がとつた措置から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び抑留文民に関して生じた請求権及び債権が含まれる。
- (c) 相互放棄を条件として、日本国政府は、また、ドイツ国及びドイツ国民に対するすべての請求権(債権を含む。)を、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に関する請求権を含めて、日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a)1939年9月1日前に締結した契約及び取得した権利に関する請求権並びに(b)1945年9月2日後に日本国とドイツ国との間の貿易及び金融上の関係から生じた請求権を除く。

第20条

日本国は、1945年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する資格をもつ各国が決定した又は決定することのある日本国にあるドイツ財産の処分を確

(590)

実ならしめるために、すべての必要な措置を執り、これらの財産の最終的処分に至るまで、その保存及び管理について責任を負うものとする。

第21条

この条約の第25条の規定にかかわらず、中国は、第10条及び第14条(a)2の利益を受ける資格をもち、朝鮮は、この条約の第2条、第9条及び第12条の利益を受ける資格をもつ。

第6章 紛争の解決

第22条

この条約のいずれかの当事国が他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所の決定に付託されなければならない。日本国及びまだ国際司法裁判所規程の当事国でない連合国は、それぞれがこの条約を批准した時に、且つ1946年10月15日の国際連合安全保障理事会の決議に従つて、この条に掲げた性質をもつすべての紛争に関して裁判所の管轄権を特別の合意なしに受諾する一般的宣言書を裁判所に寄託するものとする。

第7章 最終条項

第23条

- (a) この条約は、日本国を含めて、署名する国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含む次の国、すなわち(ここに次の諸国のうちのこの条約の署名国である国の名を掲げる。)オーストラリア、ビルマ国、カナダ、セイロン、フランス国、インド、インドネシア国、オランダ国、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後これを批准する各国に関しては、その批准書が寄託された日に効力を生ずる。
- (b) 条約が日本国の批准書の寄託の日の後9箇月以内に効力を生じなかつたときは、これを批准した国は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府に対して日本国の批准書

(591)

の寄託の日の後3年以内に行う通告によつて、自国と日本国との間にこの条約の効力を発生させることができる。

第24条

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託されなければならない。同政府は、この寄託及びこの条約の第23条(b)に基いて行われる通告をすべての署名国に通告する。

第25条

この条約の適用上、連合国とは、日本国に対して戦争状態にある国でこの条約に署名し且つ批准したものをいう。第21条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の1国でないいかなる国に対しても、いかなる権利、権原又は利益も与えるものではない。また、日本国の権利、権原又は利益は、この条約のいかなる規定によつても前記のとおり定義された連合国の1国でない国のために減損され、又は害されるものとみなさない。

第26条

日本国は、1942年1月1日の連合国宣言に署名し又は加入しており、日本国に対して戦争状態にあり、且つ、この条約の署名国でない国と、この条約に規定するところと同一の又は実質的に同一の条件で2国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の実施の後3年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で規定されたよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行つたときは、これと同一の利益がこの条約の当事国にも及ぼされなければならない。

第27条

この条約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託される。同政府は、その認証謄本を各署名国に交付し、且つ、この条約の第23条(a)に基く条約の効力の発生の日を各署名国に通告する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1951年 月 日において、ひとしく正文であるイギリス語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により、並びに日本語により本書を作成した。

(592)

宣 言

本日署名された平和条約に関連して、日本国政府は、次のとおり宣言する。

- 1 平和条約に別段の定がない限り、日本国は、1939年9月1日に日本国が当事国であつたすべての現存の多数国間の国際文書が完全に有効であることを承認し、且つ、平和条約の効力の発生の時に、これらの文書に基くすべての権利及び義務を回復する。但し、いずれかの文書への参加について、日本国が1939年9月1日以後加盟国でなくなつた国際機関の加盟国であることが要件となつている場合には、この項の規定は、日本国の当該機関への再加盟をまつて効力を生ずるものとする。
- 2 日本国政府は、平和条約の効力の発生の後6箇月以内に次の国際文書に正式に加入する意向である。
 - (1) 1912年1月23日、1925年2月11日、1925年2月19日、1931年7月13日、1931年11月27日及び1936年6月26日の麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する1946年12月11日にレーク・サクセスで署名のために開放された議定書
 - (2) 1946年12月11日にレーク・サクセスにおいて署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する1931年7月13日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下におく1948年11月19日にパリで署名のために開放された議定書
 - (3) 1927年9月26日にジュネーヴで署名された外国の仲裁判決の執行に関する国際条約
 - (4) 1928年12月14日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際条約及び議定書並びに経済統計に関する1928年の国際条約を改正する1948年12月9日にパリで署名された議定書
 - (5) 1923年11月3日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約及び署名議定書
 - (6) 1934年6月2日にロンドンで署名された商品の原産地虚偽表示の防止に関する協定
 - (7) 1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送に関するある種の規定の統一のための条約及び追加議定書

(593)

(8) 1948年6月19日にロンドンで署名のために開放された海上における人命の安全に関する条約

(9) 戦争犠牲者の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ諸条約

3 日本国政府は、また、平和条約の効力の発生の後6箇月以内に、(a)1944年12月7日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約への参加の承認を申請し、且つ、その条約の当事国となつて後なるべくすみやかに同じく1944年12月7日にシカゴで署名のために開放された国際航空業務通過協定を受諾すること並びに(b)1947年10月11日にワシントンで署名された世界気象機関条約への参加の承認を申請する意向である。

宣 言

本日署名された平和条約に関連して、日本国政府は、次のとおり宣言する。

日本国は、いずれかの連合及び同盟国によつて日本国の領域にあるそれぞれの国の戦死者の墓、墓地及び記念碑を識別し、一覧表にし、維持し、又は整理すべき権限を与えられた委員会、代表団又は他の機関を承認し、このような機関の事業を容易にし、また、前記の墓、墓地及び記念碑に関して当該連合及び同盟国と又は当該連合及び同盟国によつて権限を与えられた委員会、代表団若しくは他の機関と、必要となることのある協定を締結するために交渉を行うものとする。

議 定 書

下名は、以下のことに関する権限を正当に与えられ、日本国との平和の回復と同時に、契約、時効の期間及び流通証券の問題並びに保険契約の問題を規律するための次の規定に合意した。

契約、時効の期間及び流通証券

A 契 約

1 契約であつて当事者中この附属書のEに明定されている敵人関係が生じたいずれかのものの間にこの契約の履行のために交渉を必要としたものは、契約当事者のいずれかの間に敵人関係が生じた時から解約されたものとみなされる。但し、下記の第2項と第3項に掲げられている例外はこの限りではない。もつとも、この解約は、本日署名された平和条約の第18条の規定を害するものではなく、また、契約の当事者に対しては、前渡金として若しくは内金として受領され、且つ、この当事者が代償とし

(594)

ての履行を行わなかつた額を払い戻す義務を免除するものではない。

2 前記の第1項の規定にかかわらず、契約の一部分で分割することができ且つその履行のために契約当事者中この附属書のEに明定されている敵人関係が生じたいずれかのものの間に交渉を必要としなかつたものは、解約されることなく且つ本日署名された平和条約の第14条に掲げられている権利を害することなしに引き続いて効力を有する。契約の規定がこのように分割することができない場合には、この契約は、全部解約されたものとみなされる。前記は、この平和条約に基く連合国でありこの契約に対し又はこの契約当事者のいずれかに対し管轄権を有するこの議定書の署名国によつて作られた国内の法律、命令又は規則の適用を受けなければならない、且つ、契約の条項に従わなければならない。

3 Aの部は、敵人間の契約に従つて適法に行われた取引を、この取引がこの平和条約に基く連合国であるこの議定書の署名国の政府である関係政府の許可を得て行われたときは、無効にするものとはみなされない。

4 前記の規定にかかわらず、保険契約及び再保険契約は、この議定書のDの部の規定に従つて取扱われる。

B 時効の期間

1 人又は財産に影響する法律関係であつて、戦争状態のゆえに自己の権利を保障するために訴訟行為をなし、又は必要な手続をふむことのできなかつたこの議定書の署名国の国民に関係あるものに関するすべての時効期間又は訴訟行為をなし若しくは保存措置を執る権利のすべての制限期間は、この期間が戦争ばつ発の前又は後のいずれから進行し始めたかを問わず、一方日本国の領域においては、他方この項の規定の利益を相互主義の原則に従つて日本国に与える署名国の領域においては、戦争の継続中その進行を停止されたものとみなされる。この期間は、本日署名された平和条約の効力発生の日から再び進行し始める。この項の規定は、利札又は配当札の呈示について又は償還のため抽せんが行われたか若しくは他の何らかの理由で償還される有価証券の支払を受けるための呈示について定められた期間に関し適用する。

2 戦争中何らの行為をもなさなかつたか又は何らの手続をもふまなかつたために、執行処分が日本国の領域において行われ、この平和条約に基く連合国であるこの議定書の署名国中の1国の国民に損害を与えるに至つた場合には、日本国政府は、損害を受

(595)

けた権利を回復しなければならない。この回復が不可能であるか又は不衡平である場合には、日本国政府は関係署名国の国民が当該事情の下において公正且つ衡平であるような救済を与えられるよう必要な措置を講じなければならない。

C 流通証券

- 1 敵人間においては、戦前に作成された流通証券は、所要の期間内に引受若しくは支払のための証券の呈示、振出人若しくは裏書人への引受拒絶若しくは支払拒絶の通告又は拒絶証書の作成をしなかつたというだけの理由によつて、あるいは戦争中に何らかの手續を完成しなかつたという理由によつては無効とみなされない。
- 2 流通証券が引受若しくは支払のため呈示されるか、引受拒絶若しくは支払拒絶の通告が振出人若しくは裏書人に与えられるか、又は証券に対し拒絶証書が作成されなければならない期間が戦争中に経過し、且つ証券を呈示し、若しくは拒絶証書を作成し、又は引受拒絶若しくは支払拒絶の通告を与えなければならない当事者が戦争中にそれを行わなかつた場合には、呈示が行われ、あるいは引受拒絶若しくは支払拒絶の通告又は拒絶証書の作成が行われることのできるように本日署名された平和条約の実施の日から3箇月をこえない期間が与えられなければならない。
- 3 何人でも戦争前又は戦争中に、後日敵人となつた者が自己に与えた約束の結果として、流通証券に基く債務を負うに至つたときは、後者は戦争のぼつ発にかかわらず、この債務に関し、前者に対して補償する責任を引続き負わなければならない。

D 当事者が敵人となつた日の前に終了していなかつた保険及び再保険契約（生命保険を除く）

- 1 保険契約は、当事者が敵人となるという事実によつて失効したものとみなされてはならない。但し、当事者が敵人となつた日の前に保険責任が開始しており、且つ、被保険者がその日の前に契約に従つて保険を成立させ又は効力を維持するための保険料又は約因としてすべての負担金を支払つたことを条件とする。
- 2 前項に基き引続き効力を有しているもの以外の保険契約は、存在したとみなされてはならず、且つ、それに基づいて支払われた金銭は、返済されなければならない。
- 3 今後明文で規定されるところを除き協定再保険契約及び他の再保険契約は、当事者が敵人となつた日に終了されたものとみなされ、且つ、これに基くすべての移転は、その日から取消される。但し、海上再保険協定に基き開始された定航海保険証券に関

(596)

する移転は、すでにそれに基づいて保険責任が移転された条件に従つてその本来の期間満了まで引続き完全に効力を有したものとみなされる。

- 4 随意再保険契約は、保険責任が開始され且つ再保険を成立させ又は効力を維持するための保険料又は約因としてすべての負担金銭が通例の方法で支払われ又は相殺された場合には、当事者が敵人となつた日まで引続き完全に効力を有し、且つ、その日に終了したものとみなされる。

但し、定航海保険証券に関する右の随意再保険は、保険責任が移転された条件に従つてその本来の期間満了まで引続き完全に効力を有したとみなされる。

更に、前記の第1項に基き引続き効力を有している保険契約に関する随意再保険は、原保険の期間満了まで引続き完全に効力を有しているとみなされる。

- 5 前項で取り扱つた以外の随意再保険契約並びに「超過損害比率」の基礎にたつ超過損害再保険及び電害再保険（随意的であるか否かを問わない）のすべての契約は、存在しなかつたものとみなされ、また、これらに基づいて支払われた金銭は返済されなければならない。
- 6 協定再保険契約又は他の再保険契約に別段の定めがない場合には、保険料は当時の期間相当の基礎において調整される。
- 7 保険契約又は再保険契約は（協定再保険契約に基く移転を含む。）、いずれかの当事者が属したいずれかの国により又はその国の連合国若しくは同盟国によりとられた交戦行為に基く損害又は請求権には及ばないものとみなされる。
- 8 保険が戦時中に原保険者から他の保険者に譲渡された場合には、又は全額再保険された場合には、その譲渡又は再保険は、自発的に成立したか又は行政若しくは立法の措置により成立したかを問わず、有効と認め、原保険者の義務は、譲渡又は再保険の日から消滅したものとみなされる。
- 9 同一の2当事者間に1以上の協定再保険契約又は他の再保険契約があつた場合には、両当事者間の勘定を調整し、且つ最終残高を確定するために、その勘定の中に、すべての残高（未払の損害に対する合意した準備金を含む。）と、すべてのこのような契約に基き1当事者から他の当事者に支払うべきすべての金銭又は前記の規定のいずれかにより返済されるべきすべての金銭とを算入されなければならない。
- 10 当事者が敵人となつたために保険料、請求権又は勘定残高の清算上生じた又は生

(597)

ずることのある遅滞に対しては、いずれの当事者によつても利息は支払われない。

- 11 この議定書のこの部のいかなる規定も本日署名された平和条約の第14条によつて与えられた権利を害し又はこれに影響を及ぼすものではない。

E 特別勘定

この議定書の適用上においては、自然人又は法人は、これらの者の間の取引が、これらの者又は当該契約が従つていた法律、命令又は規則に基いて不法のものとなつた日から敵人とみなされる。

最終条項

この議定書は、日本国及び本日署名された対日平和条約の署名国による署名のために開かれ、且つ、その取り扱う問題について、日本国とこの議定書の署名国である他の国の各々との間の関係を、日本国及びこの署名国の双方がこの平和条約によつて拘束される日から規律する。

右の証拠として等

付録 59 1951年6月アリソン公使会談から1951年7月
13日平和条約案公表に至るまでの経過調査書

1951. 7. 20

西村条約局長記

目次

- 1 概説
- 2 日米安全保障協定について
- 3 平和条約新案文について
- 4 造船能力問題について
- 5 対比賠償について
- 6 占領軍使用施設返還要請問題について
- 7 信託統治に関する要請について
- 8 未帰還邦人問題について
- 9 保険業者の業務再開問題について
- 10 海洋漁業に関する政府声明について

(598)

- 11 連合国財産保障法について
- 12 ガリオア債務に関する井口次官の書簡について
- 13 契約、時効、流通証券、保険契約に関する議定書について
- 14 平和条約案の受領及び公表

1 概説

1. ロンドンにおける米英会談（6月4日ないし14日）後これに出席したアリソン公使が6月24日頃来京すべきことは、6月12日外交局から連絡があつた。その際、アリソンは日本の造船能力について討議したい趣であるから準備しておくよう要請された。前回来訪の際ダレス特使から残された対比賠償についても回答を用意しておくよう要請された。又、6月19日には、外交局から、東京華府間に協議中である「在日連合国財産補償法要綱」を至急「法案」に作成しアリソン公使在京中に討議されたい旨のダレス特使の希望を伝えてきた。造船能力については運輸省甘利船舶局長を、又、補償法案については大蔵省内田管財局長を主たる協力者として、準備を整えた。

総理は、6月23日から27日にかけて関西旅行で留守なので、その出席前、21日及び22日の両日、目黒官邸で、アリソン公使来京に備えて作成したメモ（6月15日作成）を中心に話題となるべき事項について、経過とわが方の考え方を説明した。

（メモは、綴込にある。）メモに取り上げた事項のうち「民間航空用飛行場」の件は、持ちださぬを可とするとの指示があつた。（従つて、今回の会談では、民間航空用飛行場」は、全然問題とならなかつた）。

- 2 アリソン公使は、6月24日午前空路入京した。

6月25日午後外交局でアリソン公使と井口次官（西村同道）会談した。ロンドン会談による米英妥結案の説明があつた。要旨は、会談録に作成し、綴込にある。）

3. 総理6月27日午後8時帰京。井口次官は、熱海まで出迎えて、25日の会談の内容を報告。

総理は、28日午後3時ないし4時目黒官邸に、アリソン公使（シーボルト大使同道）の訪問をうけ、アリソン公使から直接ロンドン会談の結果を聴取した。（会談要旨は、会談録に作成し、綴込にある。）

4. 6月28日午前及び翌29日午後の2回にわたつて、井口次官は、アリソン公使から(イ)日米安全保障協定の新案文と(ロ)平和条約案のうち米英会談によつて新たに挿入さ

(599)

れたもの及び重要な修正を加えられた条文の交付をうけ、これらに対する日本側の意見の提示を求められた。交付をうけた条文は、全部で15箇条である。これらは、直ちに慎重に検討を加えた結果、文書にとりまとめ、総理に説明、その了承を得た後に(イ)日米安全保障協定案に対するものは6月30日午前に、(ロ)平和条約案に対するものは7月2日午後に、アリソン公使に交付した。(その折の会談要旨は、会談録に作成し、綴込にある。)

5. 6月12日外交局の連絡によつて準備した「造船能力」に関する調書と対比賠償に関するダレス特使の課題に対する回答は、6月25日会談の際、アリソン公使に提出した。

6. 右の外、わが方は、(イ)占領軍使用施設の返還についての要請、(ロ)信託統治に関する要請、(ハ)未帰還邦人問題についての要請を、7月2日会談の際、アリソン公使に提出しておいた。(本調書の当該項目に説明してある。)

7. 6月29日条約案文と同時にアリソン公使から交付された「保険業者の業務再開に関する日本政府の声明」については、後述のとおり提案者たる英国側でドロップすることとなり、又、6月25日会談でアリソン公使から話がでた海洋漁業について吉田・ダレス往復文書の趣旨を一般的声明として発出する件は、7月2日アリソン公使から案文が提示され、7月13日政府声明として発表された。

6月30日会談で、アリソン公使から、平和条約第14条B項による連合国の請求権放棄はガリオア債務に影響しないとの日本政府の了解を文書にしてほしいとの要請があり、7月2日案文の提示があつた。7月3日次官署名の文書がアリソン公使に手交された。(詳細は、本調書の当該項目に説明してある。)

8. アリソン公使来京前(6月19日)、本年3月以来懸案として華府東京間に交渉中であつた「連合国財産補償法案」について討議するようにとダレス特使から連絡があつた。国務省は、このため、専門家フレーリー氏を派遣した。同氏を中心としてGHQ関係部局代表者を加え彼我の間に大いに論議した。7月7日ようやく彼我の見解一致をみて、フレーリー氏は「連合国財産補償法案」をワシントンに携行することができた。(交渉の要旨は、本調書の当該項目に説明してある。詳細は、綴込参照)

9. 7月3日英国政府の要請に係る契約、時効、流通証券、保険契約に関する議定書案が提示された。希望する連合国と日本との間に平和条約と同時に調印せんとするもので

(600)

ある。わが方は、原則的同意を与えると同時に条項の修正や解明について、在京代表団を通じて、既に2回ロンドン政府に文書を提出した。英国政府からは、第1回の回答に接し、目下第2回の回答をまちつつある(7月17日記)

10. 7月7日夜米英合作になる平和条約の正式交付をうけた。条約案には、6月25日会談の際アリソン公使が予言したふたつの宣言案がついていた。ひとつは、国際条約に関するもの。もひとつは、連合国戦死者墳地に関するものである。これらの文書に対しては、そう合的な検討を加えて結論をだし、7月10日箱根において総理にたいし3時間を費やして条約案の総括的説明とともにわがオブザーベーションの腹案を申し出て提出方許可をえ、7月12日フィン書記官に文書として手交しワシントンへ伝達を依頼した。同書記官は、通読してリーゾナブルであると評した。(この文書では、7月2日のオブザーベーションとの重複は、避けることとした。本文は、綴込にある。)

平和条約案、宣言案、議定書案は、7月13日零時30分に公表された。米英合同の公表である。

2 日米安全保障協定について

6月28日午前受領した日米安全保障協定の新案文は、2月ダレス特使訪日の際作成されたものと比較して、左の諸点において修正が加えられている。

(イ) 協定の表題が「日本国連合国間平和条約及び国際連合憲章第51条の規定に従い作成された集団的自衛のためのアメリカ合衆国及び日本国間協定」とあつたのが、「アメリカ合衆国及び日本国間安全保障協定」と簡潔な表題となつている。

これは、協定の表題と内容とを一致させたいとのわが方の数次に及ぶ要請に応じたものである。

(ロ) 前文第3項で、「平和条約は、1又は2以上の連合国と集団的自衛取極を締結する権利を日本国に認め……」とあるところの、「1又は2以上の連合国」という文字が削除されている。

これは、平和条約において、これに相応する部分で、「1又は2以上の連合国」という文字が、インドの主張によつて、削除されたからに外ならない。

(ハ) 本文第1項の後半で、「…これによつて提供された軍隊は日本国の国内事項に干渉する責任又は権限をもたない。1又は2以上の外部の国家による教唆又は干渉によつて惹起された日本国における大規模の国内反乱及び擾乱を制圧するため日本政府の明

(601)

白な要請に応じて与えられる援助は、日本国の国内事項に対する干渉とは認められない」とあるところが、「1又は2以上の外部の国家による教唆又は干渉によつて惹起された日本国における大規模の国内反乱及び擾乱を制圧するため日本政府の明白な要請に応じて与えられる援助をふくみ、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与することを目的とする。」となつている。

この協定によつて提供された軍隊が日本の国内事項に干渉する責任又は権限のないことは、当然であつて、ことさらに、明文をもつてうたふ必要はない。規定することは、異様な感じを伴うばかりである。

上述のように、加えられた修正は、いずれも妥当であり、われわれの要請に添うものでもある。従つて、28日午後及び夜のわれわれの討議も容易に結論に到達し、29日夕次官の意見で陳述の順序をかえて確定し、30日午前次官からアリソン公使に通達された。総理には、29日午前来省の節、説明しておいた。その折、総理は、前文の4項(日本関係)と5項(米国関係)を逆の順序にするよう要請したいと言われた。しかし、この点は、本年2月の会談のときから双方の間でもんだところで到底先方の肯んじないところであること明白なので、引き込めてもらった。

わが方の意見は、次のふたつである。

(イ) 協定に批准条項をいれ実施期日(日米間における平和条約実施の日)を定める必要がある。

(ロ) 前文5項の「自国国土の防衛」defense of its own homeland を「自国の防衛」for its own defense として。 (ホームランドという周辺島々を除外するような誤解をもつ日本人があるかも知れないから。)

そして、序でに、前文の4項と5項に関連し合衆国の本協定における法律関係について各種の疑問がおこる可能性があるので、その説明ぶりについて、後日米国政府の考えを照会したい意向であることをつけ加えておいた。

アリソン公使は、わが方の意見に対し、何ら難色はなく、批准条項は、はいるものと思うと述べていた。

3 平和条約新案文について

交付された新案文は、次の15箇条である。

1 第4条(日本と割譲地域との間における財産関係の処理)

(602)

2 第6条(占領軍の撤退)

3 第7条(2国間条約の復活)

4 第8条(他の平和条約の承認。政治条約に基く権利の放棄。)

5 第10条(中国における特殊権益の放棄)

6 第11条(戦争裁判)

7 第12条(通商関係に関する一般原則)

8 第13条(民間航空)

9 第14条(賠償。在外資産。連合国による請求権の放棄)

10 第15条(在日連合国財産の返還。補償。工業所有権。著作権。翻訳権。)

11 第16条(在中立国財産及び在独財産の国際赤十字委員会への引渡)

12 第17条(捕獲審検所の判決及び司法裁判所の判決の再審)

13 第18条(戦前債権。外貨債の承認。)

14 第19条(日本の請求権の放棄。対独請求権の放棄)

15 第26条(中国代表問題)

これらの諸条について、その規定の内容と批評を、簡単に記録しておきたい。

1. 第4条(日本と割譲地域との間における財産関係の処理)

割譲地域における日本国及び日本人の財産と日本国及び日本人の割譲地域政府及び住民に対する請求権と割譲地域政府及び住民の日本国及び日本人に対する請求権の処理は、日本と当該政府との個別協定によるとする。割譲地域にある連合国財産は、現状のまま、所有者に返還さるべしとする。

第2項は、海底電線について日本と割譲地域との間に折半するとする。

これは、われわれが割譲地域における財産の相続については、現地限りで終結せしむべきである(事実上の困難からくる必要)との主張を排し、直接交渉によるものである。実際上の困難は、想像に余りあるものである。だから、現地限りで終結する方式が最善と思うけれども、本案が採用されるならば、その実施について米国外交の絶対なる支援を必要とする旨のオブザーベーションを出すことにした。念のため、連合国財産を返還するのは、統治政府であることを明文上明らかにされたいことも付加することとした。

2. 第6条(占領軍の撤退)

占領軍は、平和条約実施後90日以内に撤退しなければならぬ。但し日本と連合国と

(603)

の間に締結される協定に基いて留駐し又は駐屯することを妨げない。占領軍に提供された物資であつてまだ代金が支払われず、条約実施の際に残っているものは、別段の取極をしない限り、日本政府に返換するとする。

これは、英案にあつたもの。濠州兵の駐屯している事実は、この種規定の必要を感じさせる。結構な規定である。

3. 第7条（2国間条約の復活）

平和条約の実施後1年間に、連合国は日本との2国間条約で効力を持続させたいもの（戦争によつて効力が停止されたと考えられるものについて）、又は、復活させたいもの（戦争によつて効力を失つたと考えられるものについて）を日本に通告すれば、通告日から3月たつて、有効となる。有効となつた条約は、国連に登録する。

連合国は、通告に当つて、国際関係についてその責任を有する地域（植民地や信託統治地域）を条約の復活から除外することができるとする。

米案を正確にし、且つ、第2項が加わつただけである。異存のない条文である。

4. 第8条（他の平和条約の承認。政治条約に基く権利の放棄）

日本は、他の平和条約の効力を承認する。国際連盟及び常設国際司法裁判所の終結のため作成された取極を承認する。

日本は、1919年9月のコンゴ盆地条約、1936年7月のモントルー海峡条約、1923年7月のローザンヌ対土平和条約第16条に基く権利を放棄する。

日本は、1930年1月の対独条約及び国際決済銀行に関する条約等に基く権利（対独賠償と国際決済銀行に対する出資）を放棄し義務を免除されれるとする。

これは、英案にあつたもの。コンゴ盆地条約による無差別待遇をうける権利を喪失することは、今後永きにわたつて通商上実質的に損失をうけることとなる。しかし、この譲歩があるが故に英国政府も対日平和条約に同意したのであるから、日本が平和獲得のため払う代価としては決して高価なものであるまいとは、アリソン公使が6月25日の会談で切言したところであつた。

国際決済銀行については、日本側の出資は19,770株（50,325,000金フラン。払込額は、額面の4分の1で、12,581,250金フラン。すなわち4,179,805ドルである。）で12の民間銀行（日銀をふくまない）が出資者である。アリソン公使は、日本の出資は、国際決済銀行でパーで買もどし代金は在ス

イス日本資産とは別扱にして日本に引渡すことに決定している。（この点は、7月7日夜受領した条約案の第16条には明記されている。）ロンドン市場で同銀行株は額面をわつていたので、パーで買もどされるのは日本に有利である。同銀行は、現在純ヨーロッパ的のものになっているから、これによつて、日本が失うところは、あまりないといつてよいと説明した。

本条は、日本にとり、決して好ましいものではない。しかし、先方の説明を聞いて、これ以上わが方から意見を申したてて必要はないものと判断した。

5. 第10条（中国における特殊権益の放棄）

国府の希望によつて、1901年9月の北清事変に関する議定書及び関係文書が特に明記されている。

別に支障のない条文である。

6. 第11条（戦争裁判）

米案に「日本は、極東国際軍事裁判所及び連合国戦犯裁判所の下した判決を承認する」の文章が加わり、且つ、恩赦、その他は日本と連合国と共同して行うこととあつたのが「日本の勧告に基いて連合国によつて行使される」ことに改められた。

別に異議を申したつべき筋合の修正でない。

7. 第12条（通商関係に関する一般原則）

日本は、安定した友好的な基礎の上に貿易、海運その他通商関係を置くために直ちに各連合国と交渉する意思あることを声明する。

協定の締結をみるまで平和条約実施から4年の間、日本は、

(イ) 関税、課金、輸出入について最恵国待遇

(ロ) 船舶、航海、輸入、課税、裁判、契約、財産、営業及び職業について内国民待遇を与え、且つ、^{ペラート・トレ ディング・エンタープライズ} 国営事業の対外売買をもつば商業的考慮に基いて行わなければならない。

前項の最恵国待遇又は内国民待遇は、連合国が当該事項について日本に最恵国待遇又は内国民待遇を与える場合にのみ、日本は与える義務がある（相互主義）。また、この相互主義は、連合国の植民地又は連邦である場合には、各植民地又は各邦について、きめるものとする。

通商航海条約に通例ふくまれる内国民待遇若しくは最恵国待遇の例外の場合につい

ての差別待遇、又は対外財政状態、国際収支若しくは緊急な安全保障上の利益を確保する必要からくる差別待遇は、本条の適用上差支えない。

平和条約第14条（賠償。在外資産など）と第15条（在日連合国財産の返還。補償など）は、本条による日本の最恵国待遇又は内国民待遇許与の義務に影響しないし、又は影響されない。

米案に比し、はるかに明確な表現となつた。米案は期間を3年としていたが、4年となつた。英案は、更に詳細でしかも無期限であつた。それがワシントン会談で5年に、ロンドン会談で4年に短縮されたことは、アリソン公使の説明にあるとおりである。

本条は、全体として、異存のないところである。

ところで、6月25日の会談でアリソン公使が説明したように、英国政府は、差別待遇の承認（D項）から、海運を除外すべきことを強く主張している（その理由は、戦前の日英通商航海条約の下において英国船舶は、日本で特定の場合に差別待遇をうけていいというようなことはなかつた。戦後、戦勝国の船舶が戦敗国において戦前よりも不利な地位に立つことは承服できぬというにある。もつともな意見である。）6月29日アリソン公使からの要望でこの問題について会談した（甘利船舶局長、安藤事務官）。席上、英国案を提示され、米国としては英国案のように特別に一条文を設けることなく、D項に「船舶に関する事項を除き」を加える方式で解決したいとのことであつた。わが方は、これに同意した。が、その結果、沿岸貿易を英国船に認めなければならぬ結果となる一点は、こまるので、前記の除外から更に沿岸貿易を除外することとしたい希望を述べ、同日書面をもつて提出しておいた。（別に会談録に作成して、綴込にある。）

7月2日午後の会談において、アリソン公使から、わが方の希望をいれたD項の新案文

「差別待遇は、これを適用する国の通商条約に通例規定されている例外に基いてはるか、又は、締約国の対外財政状態若しくは国際収支（海運と航海に関するものを除く）を安全にする必要又は緊急な安全保障上の利益を維持する必要に基いておる……場合には、……内国民又は最恵国待遇の許与から逸脱するものとはみなされない。」

（606）

を示された。これは、全くわが希望にそうものであるので、7月3日午後会談の節、新案文に賛成である旨文書で回答しておいた。

8. 第13条（民間航空）

米案では、通商関係に関する一般原則の一部だつたのが独立の条文となり、且つ国際民間航空輸送協定の締結のため連合国と交渉すべきことと国際民間航空条約に加入するまで日本は同条約の基準に従つて航空を運営すべきことを付加しておる。平和条約実施のときに連合国が日本で行使している航空輸送に関する権利及び特権を、条約実施後引きつづき連合国に許すべき期間は、3年から4年にのばされておる。

民間航空に関する規定を、国際航空に限定されたいことを4月来訪のダレス特使に要請しておいた。新案文は、この点、改まつていない。前回の要請を今一度繰り返すべきか。米英会談で、ようやくまとまつた案文である以上、どうしても日本として受諾しがたいことだけに限つて要請を提出したがよいと考えたので、本案はのむことにした。

9. 第14条（賠償。在外資産。連合国による請求権の放棄）

最も重要な規定である。重要な修正が加えられている。賠償の規定は、左のとおりである。

日本は、原則として戦争中日本が加えた損害と苦悩とに対し賠償を払うべきであるが、自立経済を維持しようとするれば、連合国に対し十分な賠償をなし同時に他の債務を負担する能力を欠くことが承認される。

しかし、日本は、日本軍隊によつて占領され日本によつて損害をこうむつた領土をもつ連合国で希望するものと、製造、沈船引揚及びその他当該連合国の用に供される役務について日本人の技能と勤労とを提供することによつて、損害の修復の費用をこれらの連合国に補償するに資する目的で、直ちに交渉する。かかる協定は、他の連合国に加重的な負担を課すことを避け、又原料の加工が必要なときは、日本に外国為替の負担を課さないように、当該連合国が原料を供給しなければならないとする。

次に、在外資産についての規定は、

各連合国は、(i)日本及び日本人、(ii)日本又は日本人のために又はこれに代つて行動するもの、(iii)日本又は日本人によつて所有又は支配される団体に属するすべての財産、権利及び利益であつて1941年12月7日（中国については、1937年7月7日）と平和条約実施との間のいずれかの時に連合国の管轄に服したものを差押え、保留し、清算する権利を有する。

（607）

差押、保留、清算の権利は、当該連合国の法律に従って行使され、日本人所有者はこれらの法律により与えられる権利のみを有する。

もつとも次の財産は、処分される。

- (イ) 戦争中連合国の領域に居住することを許された日本人の財産
 - (ロ) 大公使館、領事館及び館員の財産
 - (ハ) 宗教団体又は私的慈善団体の財産
 - (ニ) 平和条約実施前における当該連合国と日本との間の通商及び財政関係の再開から生じた財産権
 - (ホ) 日本又は日本人の債務、日本にある有体財産上の権利、日本法によつて組織された企業上の利益、又はそれらの証拠たる文書。但し円貨で表示されたものに限る。
- 以上返還される財産は、保全管理費をさしひいて返還される。

商標と著作権については、連合国は各国の事情の許す限り好意的に日本人の商標及び著作権を取扱うことに同意するとする。

最後に、連合国による請求権の放棄については、

条約に別段の規定ある場合を除き、連合国は賠償請求権、日本及び日本人が戦争遂行中とつた行動から生ずる連合国及び連合国人の他の請求権及び直接占領軍費の請求権を放棄するとする。

本条の規定は、賠償の部分において最も大きな修正をうけている。賠償打切の米国主張は撤回され、対日賠償を強硬に主張する諸国（占領によつて甚大な損害をうけた比島その他）の要求に応ずるため各種の条件を付しつつ平和条約後2国間交渉により解決することとして問題を今後に持ちこした。賠償能力なしと信ずる日本政府の苦痛とするところである。しかし、早期講和を実現するためには、これは、この程度でしのばねばならない。かくて、これは、平和条約後において日本外交の解かねばならぬ1大課題として残る。米国外交の絶大な支援がなければならない。その意味を意見として申し入れることにした。

在外資産については、もはや、言うべきことは、いつた後である。ただ前記のように、開戦時と条約実施時との間のいずれかの時に一度連合国の管轄に服した物は、すべて処分するという規定は、きわめて広く解釈される危険がある。船舶について考えれば解かろう。（韓国政府のごときは、終戦後釜山で給水したというだけで日本船の引渡

を要求している実情である。）イタリア平和条約は、条約の実施の日に連合国にあつたイタリア財産とする。イタリア平和条約と同一方式の採用を要請することにした。（7月7日夜交付をうけた条約案は、この要請が容れられている。）

連合国による請求権の放棄は、きわめて明確に、且つ、広くなり（すなわち賠償請求権だけでなく他の請求権もふくむ）わわわれの気持に添うものである。

10 第15条（在日連合国財産の返還。補償。工業所有権。著作権。翻訳権。）

1941年12月7日と1945年9月2日との間のいずれかの時に日本内にあつた連合国及び連合国人の財産は、平和条約実施後9月内になされる請求に基いて、請求から6月内に返還しなければならない。所定の期間内に返還請求のない財産は、日本政府で処分してよろしい。財産が返還できぬか、又は、損害を被つているときは、1951年.....月.....日付日本法律第.....号に従つて補償する。

連合国財産の返還についても、在外財産の処分の場合と同様返還すべき財産の日本にあつた時期の規定しかた（点を付した部分）に対して、異論がある。イタリア平和条約同様1945年9月2日で押えるよう要請することにした。（7月7日夜交付をうけた条約案は、この要請を容れてくれなかつた。）

なお、国内法たる「補償法」の条約における引用の部分についても、平和条約調印前に臨時国会を招集して法律を制定することは、条約に関する論議に立ちいらずしてなすことはほとんど不可能なので、これを避け、できうくば政令で公布し条約に政令を引用するか、日本政府から法案を付して同案の趣旨によつて補償法を制定すべき旨を米国政府に通告し、条約には「.....年.....月.....日付日本政府通告に言及された補償法に従い」と規定する方式を考慮ありたい旨を申入れることにした。条約調印前に法律を制定することの困難性は、アリソン公使も直ちに承認し、何らか便法を考へべき旨を答えた。別項に説明する「補償法案」の審議において国務省フレーリー氏（本法案のためとくに来京せるもの）は、閣議決定案を提議した。しかし、これも対国会関係においておもしろくないので、わが方としては、政府通告案（これは、7月1日午後箱根において、平和条約に対し提出すべき意見案につき総理に説明し意見をたいた際、総理自ら「交換公文がよからう」とて持ちだされた案である。）を強く要望することにした。7月2日交付のわが方の意見には、政令方式と通告方式と併列しておいた。フレーリー氏との会談では、政令方式には先方興味を示さず、通告方式に

についてのみ話をし、通告は7月10頃にすること、及び通告案文について了解をとげ、同氏は、7日夜空路帰米の途についた。

工業所有権については、1949年政令第309号、1950年政令第12号及び第9号の利益を引き続き連合国及び連合国人に与えることとされる。

著作権については、1941年12月6日連合国及び連合国人が日本において有していた著作権は引き続き効力を有することを承認し、且つ、開戦後日本が当事者たる条約によつて生じ又は戦争がなかつたならば生じたであろう権利を、当該条約が日本又は連合国の国内法によつて廃止又は停止されたかどうかを問わず、承認すべきものとされる。又、開戦日から平和条約実施までの期間は、著作権の保護期間に算入されない。

この工業所有権と著作権に関する規定は、日本として異存を申し立つべき性質のものでない。

11. 第16条（在中立国財産及び在独伊財産）

日本の捕虜として虐待をうけた連合国軍隊の兵員に賠償の意を表明するため、日本は、中立国又は連合国と交戦した国（独伊等）にある国有及び私有の財産を国際赤十字委員会に引渡すべきものとされる。

6月25日の会談で、アリソン公使は、これらの財産は4千万ドル以内と見積つているとの説明であつた。タイ国をふくむかとの質問に対しては、はつきりしないとのことであつた。この条項は、道義問題としては、まことにやむを得ないところと感ずるけれども、黙過することは、政府の立場としてとれない。28日の会談で、総理も、先例もなく国際慣行上も聞いたことがない、国民と国会とに対する立場から、抗議せざるを得ないと述べられた。

意見書においても、本条に対し遺憾の意を表し、少くとも国有財産に限られたい、資産についている負債は弁済した上の純資産の引渡にされたい、在外資産の処分に対する例外は、これにも、適用されたい等の要請を提出した。

7月7日夜受領した条約案では最後の要請はいれられておる。又、国際決済銀行に対する出資の除外も明記されておる。

12. 第17条（捕獲審検所の判決及び司法裁判所の判決の再審）

連合国の請求に応じ、日本は、捕獲審検所の判決を再審し国際法に従つて訂正せね

（610）

ばならぬ。再審又は訂正の結果、返還すべしと認められたときは、当該財産につき第15条（連合国財産の返還）を適用する。

平和条約実施後1年以内に、日本は、開戦と条約実施との間に連合国人が原告又は被告として十分にその主張をなすをえなかつた事件について日本裁判所の下した判決を当該連合国人が日本政府の当該官憲に再審のため付託しうよう措置をとらねばならない。連合国人が判決のため損害をうけたときは、判決前の事態に復帰させるか適正な補償を与えなければならない。

とする。

捕獲審検に関する書類は、降伏後占領軍当局に押収されて、政府の手許にない。判決は、再審された。没収船舶58隻のうち、41隻は既に修理して返還され、3隻は返還を待ちつつあり、14隻は沈没している。この状況において、捕獲審検所の判決の再審に関する規定は、不要と思われる。この次第を先方に申しでることにした。

13. 第18条（戦前債務、外貨債。）

戦争によつて、戦前の債務及び契約並びに戦争前に取得した権利から生ずる金銭債務は影響をうけない。この金銭債務は、日本又は日本人が連合国又は連合国人に対するものと連合国又は連合国人の日本又は日本人に対するものをふくむ。（相互主義）

又、戦争によつて、戦争前に発生した財産又は身体に対する損害の補償請求であつて連合国により日本政府に、又は、日本政府により連合国政府に提出又は再提出されるものを考慮すべき義務は影響されることなし。

とする。

これは、英案にあつた規定である。相互主義である。性質上異議を申し立つべき筋合のものでない。

次に、外貨債について1項を設け、

日本は、戦前の外貨債（国債及び国の債務に肩替りされた社債をふくむ）に対する債務を確認し、支払再開のためすみやかに債権者と交渉を開始する意思を表明する。戦前の私債務に関する交渉を援助する。海外送金を容易にする。

とする。

本項も、支障のない規定である。累次表明された外貨債処理に対する政府の方針に合致すると判断したので、意見は何もいわぬことにした。

（611）

14. 第19条（日本の請求権の放棄。対独請求権の放棄。）

日本は、戦争から生ずる、又は、戦争状態存在の故にとられた行動から生ずる連合国及び連合国人に対する請求権を放棄する。

日本は、平和条約実施前に、占領軍の日本領域における存在、作戦又は行動から生ずる請求権を放棄する。

日本は、1939年9月1日（ヨーロッパ戦争開始の日）と平和条約実施の日との間に連合国が日本船舶に対してとつた措置から生ずる請求権並びに連合国に抑留された日本捕虜及び文民について生ずる請求権を放棄する。

日本は、独逸政府及び独逸人に対するすべての請求権を放棄する。但し、独逸も日本及び日本人に対する請求権を放棄する。例外として、1939年9月1日前の契約又はその前に取得された権利に関する請求権と1945年9月2日後における日独貿易から生ずる請求権は放棄されない。（これは、当然のことである。）

この条は、米案を英案によつて補完したものである。日本としては、請求権を放棄するばかりであるから、決して愉快ではない。しかし、戦敗国として甘受すべきところである。何もいわぬことにした。

15. 第26条（中国代表問題）

日本は、1942年1月1日連合国宣言の署名又は加入国で日本と戦争状態にあるものであつて本条約の署名国でない国と、本条約所定と同一又は実質上同一の条件で2国間平和条約を締結する用意あるべきものとする。但し、この日本の義務は、条約実施後3年で終了する。日本が本条約に定められたところより大きな利益を与える平和解決又は戦争請求権の解決をなすときは、同一の利益は、本条約の当事国にも与えられなければならないとする。

本条は、中国の国府政府に調印せしむべしとする米国と中共政府に調印せしむべしとする英国との間に、ロンドン会談で折衝を重ねた末到達された妥協案である。すなわち、平和条約調印に際しては、どの政府にも調印させないでにおいて、事後日本をして中国とこの平和条約と同一内容の2国間平和条約を締結せしめんとするものである。中国のどの政府を締結相手とすべきかは、条約の全く規定せざるところで、平和条約により自主独立を回復した日本政府の決定に一任されているところである。

6月25日及び28日の会談において米英両国の苦心は、アリソン公使によつて、

（612）

詳細に説明された。米国の意向も、政府には、よく解つているところである。以心伝心以上のものである。本条については、意見を提出する必要を認めない。

上述のように、わが方として提出すべき意見は、多くはないけれども、いずれも関係の深いところのものである。書面にまとめ、7月2日午後の会談において、アリソン公使に提出し、各項につき口頭で補足説明した。同公使は、なべて同情的であつた。7月7日夜交付をうけた条約案には、すでに、数点がとりいれられていることは、既述のとおりである。

4. 造船能力問題について

1. 6月12日外交局からアリソン公使来京の連絡あつた際、造船能力について作業しておくようとの要請があつた。その時の課題は、

イ、日本の造船能力はいくばくありや。

ロ、過剰能力はいくばくありや。

ハ、原料よりみて、今後いくばくが過剰能力として残るや。

ニ、他の用途に転用しうる造船能力はいくばくありや。

ホ、過剰能力の処置のためとる自発的措置（撤去など）いかん。

の5項であつた。

2. このことは、直ちに、運輸相及び運輸次官に連絡し、作業を要請した。6月16日午後、甘利船舶局長、荒木官房長、藤野造船課長と外務側恒例の5人との間に討議し、運輸省側の結論を了承し、5項に対する回答案の大綱を打合した。6月19日夜案文（回答。資料。附属統計表）を受領。当方にて加筆整備。6月21日午後、総理に説明し先方に提出することにつき了承をえた。

3. わが回答の要旨は、左のとおり。

イ、わが造船能力は、47年に80万トンと評価されたが、51年3月末現在までに13万トン余が休止又は廃止され、現在の稼働能力は、66万トン余である。このうち、3千トンを超える船舶を建造しうる造船所は、25工場、61万トン余である。

ロ、51年5月末建造中の船舶は、154隻53万トン余である。今後数年にわたつて年間40ないし50万トンの建造を計画している。現在稼働能力は66万トン余だから、操業度は現在70ないし80パーセントとなつてゐる。今後、これ位の操

（613）

業度になる。戦前は、40パーセント程度だった。日本造船業の在り方からみて、現在稼働能力は、通常の余裕をもつ程度であつて、過剰の能力はない。

ハ、造船用鋼材の消費高は、50年実績28万トン、51年32万トンの見込である。これに対し普通鋼圧延鋼材の生産高は、50年実績360万トン、51年度420万トンの見込である。消費高の生産高に対する比率は、50年7.8パーセント、51年7.6パーセントに過ぎない。戦前は、約10パーセントだった。

今後40ないし50万トンの建造計画をつづけると、造船用鋼材年間2.5ないし30万トンを要する。これに対し生産は、450ないし500万トンが計画されているので、この計画が維持される限り、鋼材供給の面から困難はないと思う。

ニ、造船所他産業転換は不可能である。戦後日本における試は、みな失敗した。

ホ、上述のような現状であるので、余剰能力を自発的に処理する問題はおこらない。もつとも、既に廃止又は休業しているか今後廃止又は休業する工場が再び稼働することを阻止するため、現在届出主義をとっている造船法を許可主義に改めてもいいと思つている。

ヘ、旧海軍工廠を商船建造に使用することに興味をもたない。ただし、これらの施設を撤去ないし廃止することは、自由世界の戦力ないし経済力の保持上賢明ではあるまい。横須賀及び佐世保は、平和条約後も、米海軍で使用され、呉は現に考慮されているように米業者で活用することとし、その他（呉の残部、舞鶴、大湊）は現状のまま放置しておくがよからうと考える。

4. 6月25日午後の会談終了後、わが方の回答は、「将来における船舶建造量の見とおし」及び「各種統計表」とともにアリソン公使に交付した。

5. 6月29日午前「船舶待遇問題」について会談の際、日本造船業の自発的制限に関し英国は日英間の協定又は宣言の如きを期待しておるであろうかの質問に対しアリソン公使は、前述の文書で13万トンの造船能力の廃止と今後のディセントな造船計画を明らかにしたのと第12条D項の船舶待遇に関する英国の要求に応ずることになった結果、英国はこれ以上造船能力の制限に関する協定や宣言を要求することはあるまいと思う。上述の文書は英国政府にも転達すると述べた。

今回の会談では、造船能力については、それ以上の話はでなかつた。

(614)

5. 対比賠償について

1 6月12日外交局からアリソン公使来京の連絡あつた際、造船能力の問題とともに、前回ダレス特使離日の際、課題として残して行かれた対比賠償問題についての結論も用意しておくよう注意があつた。

2. ダレス特使の課題は、「賠償は支払い得ないとの原則を保持しつつ、比政府から原料の提供をうけ、これに加工して比政府に引き渡すことを日比通商協定と関連して考究せよ。」というのである。ダレス特使離日後、外務、通産、大蔵3省の限定された者の間で資料と意見を持ちよつて、5月上旬2案（ひとつは、ダレス課題に対し出した結論、今ひとつは、ダレス方式は成り立たぬとの結論がでるのでその代表としてのクレジット案）を作成した。白洲氏は、双方を不可とした。総理からは、たびたび催促があつた。しかし、容易に納得のゆく結論がでないこと及びわが方から進んで回答を出すまでもなく、今一度先方から督促を受けるまで待つを可とする事由を述べて延ばしていたものである。

3. 上述のように6月12日に先方から注意があつたので、6月21日午後、他の案件と同時に、総理に、われわれの回答（すなわち第1案）の趣旨を説明し、アリソン公使に提出することにつき承認を得た。回答は、6月25日午後の会談でアリソン公使に提出した。今回の会談中、本問題について、それ以上の話はなかつた。けだし、平和条約案が対比賠償を平和条約実施後における両国間の直接交渉に一任する方式をとっているのであるから、これは当然である。

ダレス課題に対する回答は、綴込にある。その結論は、「この方式は、フィリピン政府の提供する原料の量を年間協定輸入量の1割と仮定して3,205,801,800円の円貨支出と2,343,200ドルの外貨支出を伴う。この負担は、回復期にある日本経済のよく堪えうところではない。」

6 占領軍使用施設返還要請問題について

1. 現在占領軍によつて使用されている施設が、日米安全保障協定実施の暁、どの程度に継続使用されるかは、官民の多大の関心をもつところである。行政協定に附属するA表（駐とん軍の使用するもの）及びB表（日本政府の負担にて提供する施設）の作成も直接これに関係する。わが方では、かねて、特別調達庁を中心に51年3月末現

(615)

在の現況調査を行いつつあつたところ、幸アリソン公使来京前に、略実相を把握するに足る調査概表を作成するを得た。

2. これらの調査表は、外務省において整理英訳し、格好の文書にまとむるを得た。よつて、7月1日総理の了解を経た上、文書の概要を述べ「朝鮮において軍事行動の行われつつある現在は、平常時よりも余計に占領軍において施設を必要とすることは理解する。但し、日米間に平和関係の回復したときは、事情の許す限り、多くの建造物及び施設、とくに、私の住宅、教育施設、経済活動に必要な施設（横浜及び神戸の港湾埠頭）と倉庫、商売用ビルの返還を好意的に考慮されるよう要請する」との趣旨を述べたカバリング、ノートを添えて、一件書類4通を、7月2日午後アリソン公使に提出した。

3. アリソン公使は、2通をワシントンに持参し、2通をG・H・Qに残し、両地で研究することにしようとした。

行政協定について話し合いをする場合に、この資料は必ず役に立つであろう。又、施設返還について、ともかく、日本官民の気持ちを伝え得た。

7 信託統治に関する要請について

1. 6月27日総理は、「信託統治地域の住民の国籍は日本人としておきたい」との要請を書き物にしてアリソン公使に渡しておきたい」との考を漏らされた。28日、4月ダレス特使来訪の際作った準備書類の当該部分一当時大磯で総理の意向をたたいであるので、総理の気持は良くわかっている一を簡潔にし英文を作成した。
2. 28日午後アリソン公使の目黒官邸における総理との会談の際、この文書を持参した。総理は、会談中進んで沖縄諸島の住民はかれら及び日本人一般の念願をいれて日本人としての取扱を継続して行きたい、米国もこれを認められたいと述べられた。同公使は、米国はまだそういうところまで考えたことがない。考えてみようとした。書き物も用意してある、いずれ差し上げるといつてその日は終えた。
3. 会談後書き物は、総理に差し上げておいた。総理から、松井秘書官を通じて、「青年層が日本人として残るため本土へ転居することまで考えていると聞いている」の文句は削除したがよからうとの指示があつた。当該部分を削除したものを作成し、7月1日箱根に総理を往訪した際この文書について総理の了承を得て、翌7月2日午後の会談で、アリソン公使に交付しておいた。

(616)

4. 文書の内容は、(イ)これらの諸島の住民は、内地にある者も第3国にあるものもふくめて、日本人として取扱つて行きたい、(ロ)経済関係においても、(ハ)文化関係においても、現在のように、内地と差別のない関係をつづけてゆきたい。だから、そういうことを不可能にするような規定を信託協定などの基本文書におかぬようにしてもらいたい。又、小笠原及び硫黄島民の原島復帰を早く許可されたいというにある。(原文は、綴込にある。)

8 未帰還邦人問題について

1. 未帰還邦人問題については、4月ダレス特使来訪の際、平和条約調印の機会に、調印式参加国すべてが人道問題として関心をもつ旨の声明を发出されたいと要請しておいたことがある。
2. ロンドン会談前後から未帰還邦人問題に関係ある向から平和条約に未帰還捕虜を帰還せしむべき趣旨の条項を挿入すべしとの陳情があり、そのうちには、直接ダレス特使に訴えた向もあつた。
3. かような情勢であつたので、最後の日米会談となる可能性のあるアリソン公使来訪に当つて、今一応前回の要請をくりかえし、米国政府にリマインドしておくがよいであろうと考えられたので、前回とほとんど同趣旨の要請書を作成し、7月1日箱根において総理の了承を得、7月2日午後アリソン公使に交付しておいた。

9 保険業者の義務再開問題について

1. 6月29日午後条約案文とともに、英国政府の要望によるものとして保険業者の業務再開に関する日本政府の声明案を交付された。声明の趣旨は、

「連合国の保険業者が日本で業務を再開しようとする場合に、保険業務を営むための条件として供託しなければならない供託金又は準備金が有価証券の値下り又は喪失のため減少しておるときは、日本政府は、供託金又は準備金の復興に関する要件をみたすために、戦前納付のときに当該証券に与えた価値でこれを認める。(英文が正確を欠いて読みにくい。)」

という趣旨である。イタリア平和条約第15附属書Bに該当する。(イタリア平和条約の文言が、意味はるかに明白である。)

2. 研究の結果、外務省としては、もしかような声明をする必要があるならば、文言を明確なイタリア条約の文言を採用し、且つ、同条約におけるように18箇月に限つて

(617)

そういう取扱をするのが適当であろうと考えた。但し、実際かような声明をする必要の有無は判断がつかぬので、大蔵省銀行局の意見を求めた。7月2日銀行局から提出の資料によると、

戦前日本で営業していた外国保険業者は28社（損保26生保2）のうち、23社（すべて損保）が戦後業務を再開している。別に9社が戦後新規に業務を開始している。業務を再開したものは、いずれも、戦後の法令に従い1千万円の供託金を納付している。（戦前は、生保15万円、損保10万円だった。）従つて、英国政府の提案をいれることは、業務未再開の5社（損保3社、生保2社）を不当に優遇することとなる。納得し難い。

ということが判明した。

3. 7月3日の会談（クラットン英代理大使同席）で、アリソン公使、クラットン代理大使に、前述の実情を説明し、英提案のような政府声明をなすことは適当でないと判断する旨を述べた。両者とも、真相がそうであるならば本件声明は不適当であろうとの意見を示し、ただクラットン代理は、その有する情報によると業務を再開したものの中には1千万円を収納していないものもあると承知している、その点を確認められたいと希望した。

4. 大蔵省の調査によれば、われわれの報告は正確であつた。同日夜アリソン公使を羽田空港に見送つた際、クラットン代理は、

当業者にただしたところ日本側の説明のとおりであることが判明した。本件はドロップするよう本国政府に電報した。

と内話した。

わが方の資料は、英訳して、7月4日クラットン代理に手交しておいた。

10 海洋漁業に関する政府声明について

1. 6月25日の会談で、アリソン公使は、英国がカナダ、オーストラリアの意向を反映し、漁業に強い関心を示したので、米国は、1951年2月7日付吉田ダレス往復書簡を説明して英国の懸念の無用なことを説いた。結論として、この往復書簡に盛られている原則を日本政府が一般的な声明として認めるということで妥結した。政府声明の発出を考えられたい。一との趣旨を述べた。

2. 7月2日午後の会談で、アリソン公使は、声明案文を交付し、内容は、2月7日付

(618)

総理書簡の4項と5項の前半にある文章を繰り返したただけであるから、日本の方で異存なかるべしと思うと述べた。わが方も、同様考える旨を答えた。

3. 7月3日午前アリソン公使、クラットン英代理との会談において、対英通告とするか政府声明とするかについてクラットン代理の意向をたたいところ、英国のみの関心事ではないから政府声明がよろしいということであつた。時期は、平和条約案の公表（12日と予定されていた）前ということに打合した。

4. 7月10日（火）閣議に報告の上声明発表の手筈を進めたが、英国政府から声明文について意見がでて、米国政府との話し合いに時間がかかり、10日朝になつて原案のままでよろしい旨外交局から連絡があつた。しかし総理箱根にあつて連絡の余裕がなく、延期。13日（金）の閣議に岡崎官房長官より報告し、正午に内閣から公表した。声明文は、同日午前中に 外交局フィン書記官とクラットン英代理とに、約に従い、とどけておいた。

5. 声明の趣旨は、

「日本政府は、1951年2月7日付吉田総理のダレス特使あて書簡にふくまれた漁場保存に関する日本の自発的宣言が、世界のすべての部分における漁場保存取極を包含する意図であることを確認する。政府は、主権回復後できる限りすみやかに、他の国々と漁場の発展と保存のため公正な取極を作成する目的で交渉を行う用意がある。政府は、それまでの間、濫獲から保護するために、国際的又は国内的処置によつて、措置ができていゝる現存漁場で、日本国民又は日本登録船舶が昭和15年（1940年）に操業していゝなかつた漁場では、自発的に、且つ、国際的権利の放棄を意味しないで、日本の居住国民及び日本登録船舶に漁業の操業を禁止する。」というのである。

11 連合国財産保償法について

1. 1951年2月8日ダレス特使から内示された対日平和条約の構想は、在日連合国財産の返還及び補償（返還すべき財産であつて、戦争の結果滅失し又は損害をうけたものに対し支払うべき補償）に関する事項並びに関係紛争の処理を条約附属書に規定する考案を採つてゐた。

2. この考案は、3月29日にシーボルト大使から総理に交付された米国の対日平和条約案においては、放棄され、その第15項の末段は、「在日連合国財産の戦争による

(619)

滅失又は損害の場合には、補償は、日本の外国為替に関する規則の適用をうける円貨で日本国内法令に従つてなされる」と規定するにとどまつた。

これは、3月14日付覚書で先方から「日本が附属書の趣旨にそう国内法を制定することにし、条約には、日本の国内法に従つて、日本の為替管理規則の適用をうける円貨で補償すること、並びに、連合国人は日本国民に与えられる待遇より不利な待遇をうけてはならぬことだけを規定したい」との申しひであり、わが方は、3月16日付回答で、これに同意したからである。わが方は、同意に当つて、「日本人に与えられる待遇」に言及されないよう希望し、先方の容るるところとなつた。（以上の経緯は、綴込にある調査「ダレス使節団離日後における対日平和問題の経過1951年4月10日まで」に説明してある。）

3. 1951年4月ダレス特使来訪の節には、条約に詳細規定するか日本国内法に一任するかは、米英会談の結果をみて決定したい旨の話があると同時に随員フィヤリー氏からは立法準備を進めておくようにとの注意をうけた。
4. 5月5日午前ボンド参事官から「日本が国内立法を現実に採択する必要がある。条約では「補償は、法律第 号に規定された国内法に従つて行われる」と具体的に規定したい。補償を受ける権利について、将来の国内立法の約束のみに安んじることはいできない」とのダレス特使のメッセージを連絡してきた。これに対しては、総理及び蔵相の意向によつて、5月10日付総理のダレス使節あて私信の形で、「条約案の内容を過早に公表する結果となるので今国会には提出できぬけれど、1951年2月8日付仮覚書第1附属書に定める原則に従つた法律を貴下の期待にそう時期に制定するため所要の措置をとるであろう」との趣旨が回答された。（両相は、当時開会中の臨時国会には提出しないが、やむを得ずば、条約調印前の臨時国会招集を考慮する腹であつたように、感得した。）回答の趣旨は、10日午後次官から口頭でシーボルト大使に伝えられ、本簡は5月11日午後届けられた。
5. 5月14日午前ボンド参事官より、前記の総理私信に対しダレス特使から、法案が法案要綱を提出ありたい旨電報があつたと連絡してきた。午後往訪して、21日午後6時までに要綱を提出すべきを約した。即日大蔵当局（内田管財局長、佐々木課長、竹内事務官）との間に作業を開始し、17日午後ほぼ案を得、18日朝総理に説明、

(620)

21日提出することにつき了承を得た。要綱は、英訳の上、21日タボンド参事官に交付した。（本文は、綴込（平和問題11）にある。）

6. 5月28日ボンド参事官から、わが方の要綱に対する米国側の質問及び批評が伝達された。質問ないし批評は、11項目にわたり、新たに問題を提起して、法案にいか規定するかを尋ねてきたところもあつた。（本文は、前記の綴込にある。）
7. 大蔵当局が主として回答案をつくり、両省間に協議し、30日回答案を作成、31日朝総理に説明、了承を得て、31日ボンド参事官に交付した。（本文は、前記の綴込にある。）
8. 6月19日午後求めによつてボンド参事官を往訪したところ、前記5月31日付わが回答に対するダレス特使の意見を伝えてくれた。補償の範囲を広くしようとの気持があらわにでており、又、大蔵省で補償額をしばらくとしたところは拒否され、補償総額に対し最高限をおくことも（米原案にあつた）補償率を損害の3分の2とすること（イタリア平和条約の原則）も拒否された。さびしい気持とならざるを得なかつた。そうして、最後に「日本政府が、前記のコメントを念頭において、6月24日東京に到着する予定のアリソン公使の審議のため法律案全文を提出されたい」と要望してあつた。（本文は、前記の綴込にある。）
9. 大蔵当局作成の原案を基礎に6月22日及び23日にわたり作業し、24日連合国財産補償法（案）和文及び英文を作成した。（本文は、綴込（平和問題12）にある。）英文は、6月26日午後ボンド参事官に手交した。
10. 本法案の審議のため、米国政府は、とくに國務省の専門家フレイリー氏を渡日せしめた。同氏を中心としてCPCのブレイク、スミス、スティアー3氏、ESSのギリス、LSのバッシン、DSのフィン諸氏とわが方の内田管財局長、佐々木課長と西村、藤崎の間に6月29日午後、7月3日午前、7月3日午後、7月5日午前の4回にわたつて、討議した。第1回会談において、先方から、法案に対する意見を書物として出し、わが方も回答を書き物として第2回会談で出し、先方もわが方も最後の意見を第4回会談で出したことは、論議の進行を大いに助けた。先方の関心は、本法案の適用をフランス人にも及ぼすこと、補償すべき損害を戦争の結果たる損害に限らず地震と風水害によるものまでも含むよう広くすること（わが方は最大限度まで譲歩したけれど地震と風水害によるものには同意しなかつた。）、占領軍の行為に基く

(621)

損害を含ませること（わが方は、先方が書物で提案した「財産が占領軍の手中にある間にうけた損害」には同意したが、論議の過程にバッシン氏などが持ち出した占領軍の構成員の個人的行為に基くものは、本法外の問題として規定することに反対した。）株式に対する損害の算出方法についてわが方の要綱で採用した方式にかえること（先方の要望に応じ、ただ、その代りに株式会社の受けた損害の算出方法についてわが方の希望をいれてもらった。）などであつて、仲々論議がはずんだ。（議事要綱は、作成して綴込にある。）

1 1. 上述のようにして作成した法案（英文及び和文）は、7月7日帰米の途についてフレーリー氏がワシントンに持参した。

1 2. 法案と併行して、法案を平和条約に引用する方式についてもフレーリー氏と協議した。

これについては、6月25日のアリソン公使と会談で、わが方から、法案の議会提出は条約調印後条約の承認を認めると同時にしてもらいたいと懇願したに対し、同公使は、「自分としては異存ない。できるだけ貴意にそいたいと答えた。」

で、7月2日提出した平和条約案に対する意見でわが方は、第15条について、(イ)目下協議中の補償法案を政令として制定することをSCAPに要請しそのオーソライゼーションありたる上、政令としてすみやかに公布し、平和条約には、「補償はこの政令で与えられるよりも不利でない条件でなさなければならない」とするか、(ロ)政府から目下協議中の補償法案を添えて、これを国会に提出して法律として制定する意向なることを通告し、平和条約には「1951年7月 日付日本政府書簡に言及された、補償法に従い云々」とすることを考慮されたい旨を述べておいた。

先方は、6月29日午後の会議で提出した書物のうちで、補償法案について閣議決定をしこれを引用する方式を提案した。

6月29日の会談でわが方の政令案に対し先方好意を示さず、この方式はまず落ちた。閣議決定には、当方として、異論なしと述べておいた。

7月3日午前の会談で、わが方の政府書簡案を説明し、閣議決定案は国会对策上おもしろからずと述べたところ、先方は、諒としてくれた。

以後フレーリー・藤崎両者間に政府通告案文の打合をなし、フレーリー氏は、法案と通告案と平和条約第15条に入るべき引用字句案を携えて7月7日帰米の途についた次第であつた。

1 3. 7月13日午後2時半ボンド参事官より来訪を求められる。往訪したところ「日本政府が将来制定するであろう補償法案にリファースするとすれば、米英以外の関係政府まで法案の内容に対し意見をもちだすこととなり、20日招請状の発出及び最終条約案の送付の予定を延ばさざるを得なくなろう。日本政府の立場の困難は諒とするけれども、是非とも補償法案を閣議で決定し公表されたい。条約には「1951年7月 日日本内閣の承認した補償法案に従つて；」という字句を用いたい。」とダレス特使から電報があつたと伝える。事ここに至れば閣議決定に総理も同意されるであろう。決定は、次の閣議（火曜17日）にてよろしきやと問うに、ボンド参事官は、今明日にしてもらいたいという。直接目黒官邸に至り、総理に説明。総理快諾。岡崎官房長官に連絡して今日中に閣議決定をせよとのこと。幸い、当日午後5時から官邸にテューイー知事招待の茶会があつて全閣僚出席だつたので、茶会后各閣僚の署名をえて、13日夕刻、閣議決定を了した。

1 3日に閣議が補償法案を承認した旨は、翌14日午前書面でボンド参事官に通達しておいた。

1 2 ガリオア債務に関する井口次官の書簡について

1. 6月30日午前の会談（この会談で井口次官は、日米安全保障協定新案文に対するわが方の意見を交付した。）の際、先方から、平和条約案第14条B項（本項で連合国は、条約に別段の規定がない限り、すべての賠償、請求権、戦争遂行中に日本及び日本国民がとつた行動から生ずる連合国及び連合国民の他の請求権並びに直接占領軍事費に関する請求権を放棄している。）によつて、日本は、米国政府がガリオア債務を放棄するものと解釈するものではない旨を文書で明白にしてほしいとの話があつた。ガリオア債務を有効な債務と認むること（実際日本に支払能力があるかどうかは別として）は、1951年2月ダレス特使来訪以来明言してきたところであり、且つ、条約案第14条B項は「直接占領軍事費」なる文字を使用しガリオア債務を除外する意向を明示している。

2. 7月2日午後の会談で、アリソン公使は、同公使あて井口次官の私信の形式をとつた書簡案を交付した。翌3日午前の会談で、次官署名の書簡をアリソン公使に交付した。

1 3 契約、時効、流通証券、保険契約に関する議定書について

1. 契約、時効、流通証券、保険契約が戦争によつていかなる影響を受くべきやについ

ては、各国の法制、判例は必ずしも一定しない。イタリア平和条約は、第16附属書（但し、保険契約については、規定がない。ヴェルサイユ平和条約は、第10編経済条項第5款契約、時効、判決の付属書第3に保険契約について規定がある）に規定しておる。しかし、「アメリカ合衆国の法律制度にかんがみ、この付属書の規定は、アメリカ合衆国とイタリアとの間には適用されない」とある。

2. 7月3日午前アリソン公使クラットン英代理と会談の折、英国政府の提案として議定書案と解説とを交付された。これは、平和条約とは別に、しかし同時に、希望する連合国と日本との間に締結するものであつて、英の外仏、蘭、諸等が参加するであろうとクラットン代理は、説明した。

3. 7月3日午後及び夜外務、大蔵、法務（法制意見局）3者間で合同研究して回答案をまとめ4日朝これを大蔵及び法務に送付しその最後の意見の回示を求めた。大蔵の回答おくれ（質問事項を追加してきた）夕刻回答を研究することができ、夜10時半クラットン代理に手交した。（回答送付については、4日夕、総理に報告して事前に了承を得ておいた。）

わが回答は、希望する連合国と議定書に署名することに異存がなく、議定書の内容にも原則的に賛成であることを明らかにした上、ある条項の修正（批准条項が承認条項をいれたいという提案の外は形式的修正が多い）を提案し、又、原案の解釈上確信がもてないところについて解明を求めたものである。

4. 7月9日クラットン代理から、議定書の新案文が交付された。新案文によつて、わが提案した形式的修正で、もはや必要でなくなつたものもある。

5. 7月12日午前クラットン代理から英国政府の回答がとどけられた。丁寧な解明が与えられ、こちらの修正提案は、1つ1つ理由を付して受諾し、あるいは、その要なしとされている。（回答本文は、綴込にある。）

6. 英国政府の回答に対しては、大蔵当局と協議の結果、14日再度書面をもつて日本側の希望を提出した。今回は、最終条項に「国内法制上必要とされる国について承認されなければならない」の条項をいれることのみを要請し、その他は疑問に対する解明を求めたものである。

14 平和条約案の受領及び公表

1. 7月7日朝外電は、サンフランシスコが条約調印式場に決定したことを報じた。最

(624)

近数週間にわたる仕事の労をねぎらうため、次官の配慮で島津政務局長を交え同僚一同と、箱根へ1泊旅行の計画があつた。21日に予定されていたこの行事が急に、この日にくりあげられたため、数日前から「子鹿パンビ」（映画）をみてオリンピックでお茶をおごる約束を元彦に与えていたわたくしは、箱根行を断念した。元彦との約束を破るにしのびなかつたから。午後4時半頃、銀座から帰宅するなり夕食をすませ、妻と久々にのんびり近辺の散歩にでた。標札の板を買つて家へ帰りかけた途中、元彦が自転車をやつてきて、今益田君が役所から迎えに見えていると、伝える。随分さがし廻つたとのこと。益田君いう。「外交局のフィン書記官から7時まで電話してくれとのことですよ。」益田君が乗つてきた役所の自動車で沖ガラス店に行つて電話を借りてフィン書記官に電話。「今夜条約案を日本政府に渡す。次官との連絡がつかぬ。」「箱根行の計画であつた。しかし、11時頃までにはつくといつていたから、まだ東京だと思ふ。今どこにいるか知らない。さて…」といえは、「とにかく8時頃また電話してくれ」とのこと。直ちに、役所に行く。先方から電話がある。「大臣が次官へ条約を渡したい。次官と連絡とれぬか。」「もう、箱根行の途中だろう。小生行こうか。」フィン書記官は、「一寸待つてもらいたい」と別室に行つた模様、もどつてきて、「まず箱根の総理に条約案が交付されるべきことを通知されたい。総理の許可を得た上で外交局にきてもらいたい。」益田君と目黒官邸に行き、中根秘書官に頼んで箱根に電話。8時25分連絡とれて総理の承諾を得る。8時50分フィン書記官に連絡。「まだ条約案をタイプ中。しばらく待つてくれ。」9時半外交局に至る。クラットン代理も到着。10時近くにシーボルト大使から条約案を交付される。通説。大使と感想を交換。10時半目黒官邸にもどり、8日条約案を箱根に届ける手筈をすまして帰宅。

以上が、条約案受領の経緯である。

2. 条約案は、8日まる1日をつぶして邦訳。影井、伊達両君が作業。

9日午前11時から午後4時まで、条約案を検討して、オブザベーション案をまとめた。島津、湯川、安藤、高橋、後宮の諸君の協力を得た。

10日午前11時目黒官邸発、中根秘書官と箱根行。昼食後、3時間を費して総理に条約案の説明をした。同時にわが方から提出すべきオブザベーションの腹案の説明した。すべて了承を得た。松井御用掛を通じて、条約案を陛下に差し上げておくよう

(625)

命ぜらる。夕食をいただき、7時半辞去。10時半役所に帰る。

(この日午後5時頃フィン書記官から夕刊各紙が条約文をのせはじめているのを御存知かこちらで漏らしでもしたかのように藤崎君に電話してきた。同君から、APがワシントンでスクープして目下入電中であると答えたら、彼氏おどろいた由。)

11日午前、藤崎君と更にオブザベーションをねつた。同日午前次官、シーボルト大使会談において大使から(i)条約案は、東京時間13日午前零時半米英合同で発表する、(ii)日本のオブザベーションは簡潔なのがよろしい、(iii)正式招請状を発送する前に日本が会議に代表を出すことが確実でなければならぬので、日本政府から会議参加の保障がほしいとの話があった。

オブザベーションは、藤崎、後宮君と3人で、午後8時に確定英文タイプに廻した。この夜は、外交部に交付し、且つわが方で発表すべき条約案邦文を確定するため、法制意見局の林局長を加え作業し12日午前2時に至つて完了するを得た。

12日午後4時オブザベーションをフィン書記官に手交しワシントンへ伝達を依頼した。同書記官は、通読して、日本政府の要請はリズナブルであると評した。

3. わがオブザベーションの本文は綴込にある。

主な点は、左のとおりである。

- (1) 第3条(a) (信託統治) に使用されている「琉球諸島」なる語は「南西諸島」とするのが適当である。4月4日オブザベーション参照
- (2) 第4条(a) (割譲地域における財産の承継) の表現は複雑難解である。その意味は、(i)割譲地域にある日本及び日本人の財産、(ii)割譲地域管治当局及び住民に対する日本及び日本人の請求権、(iii)割譲地域管治当局及び住民の日本及び日本人に対する請求権の3者の処分を個別交渉の対象たらしめようとするにあると解する。7月2日付オブザベーション参照
- (3) 第14条(a) 2(1) (在外資産) の除外例Vにある但書が債務のみに関するものであるから、但書の位置を債務の直後に置いたが解りやすいであろう。
- (4) 第15条(a) (在日連合国財産) の末尾にある「又は損傷若しくは損害を受けている場合」は「又は戦争の結果損傷若しくは損害を受けている場合」とすべきである。
- (5) 第16条 (在中立国及び旧敵国日本財産) に「その資産又はこれらの資産に相当

するもの」を引渡すとある。これは、資産を引渡す代りに日本が選べばそれに相当するものを引渡してよろしいという意味である。資産が、滅失し又は減少している場合に日本でそれを補つた上引渡すべき意味ではない。と解する。だから「資産」は「現存の資産」とするよう希望する。

- (6) 第17条(a) (捕獲審検所審判の再審) は、ほとんど実施済である。「実施済でない場合には」を付加すべきである。
- (7) 第21条 (中国及び朝鮮のための特定条項の適用) で中国又は朝鮮に適用の利益が与えられる諸条項は、大体片務的な規定ではないのであつて、連合国の方でも対応してなすべき処置が包含されている。草案の文言では、中国と朝鮮とは利益のみを得るとの誤解を生じるであろう。
- (8) 国際条約に関する宣言について

1は、非政治的性格の国際条約の効力に関するものでなければならない。でないといふと1922年の9国条約や4国条約も完全に有効とする実態にそわない結果を来す。

2に、列挙された国際条約に加入することは、結構であるが、これらの条約には龍大な内容のもの又は新たに立法若しくは法律改正を要するものがあるので、平和条約発効後6箇月内に加入手続を完了することは、困難である。だから「実行可能な最短期間に」ということにしたい。

3に列挙された国際機関に対する加入についても、上述の国際条約加入の場合と同様の理由から、6箇月を「実行可能な最短期間に」したい。

- (9) 戦死者の墳墓に関する宣言は、人道問題で戦勝国と戦敗国との間に区別を設くべきでない。日本の国民感情も考慮すべきである。共同宣言にするか、「日本政府は連合国政府がその領域内にある日本人戦死者の墳墓を適当に取扱われることを期待する」旨の一句を付加したい。

4. 平和条約案、議定書案、宣言案は、7月13日午前零時30分公表された。邦訳も公表した。

(7月20日 稿)

付録 60 1951年7月13日の総理の内奏資料

平和問題に関する総理の内奏資料（総理は、7月13日午前内奏された。）

1951. 7. 13

1. 6月4日ないし14日のロンドン米英会談によりまして米英合作の条約案ができりました。同会議に参列したアリソン公使は、ダレス特使と離れて、ひとり東京に参り、会談の経過と米英案の大様について報告してくれました。

アリソン公使は、6月24日に着京し7月3日に帰米の途につきました。滞京中、同公使は、新しく条約案にとりいれられたもの又は米英案にあつた条文で大きな修正をうけたものなどあわせて15箇条のテキストを交付しました。

2. アリソン公使によりますと、米英案は、米案を本体として、それに英案を加味したものであるとのことであります。

英案にありました日本の戦争責任や、好ましくない政治団体や、連合国と協力した日本人の保護など好ましくない条文は落ちました。

英国は、通商問題に強い関心を示し、米国も少し譲歩せざるを得なかつたとのことあります。（たとえば、平和条約後の日本と連合国との通商関係を最恵国待遇ないし内国民待遇の基礎におくための条項（第12条）を英案は無期限とし米案は3年としていたのが、4年に妥結しております。コンゴ盆地条約による無差別待遇をうける権利も放棄することになりました。）

英国は、日本の金塊を分配しようとの主張を撤回しました。しかし戦争中に虐待をうけた捕虜に対して賠償をしなけりばならぬとの主張は頑強で、中立国と旧敵国（ドイツなど）にある日本の公私の財産を日本の方で赤十字国際委員会に引渡し、同委員会が虐待をうけた連合国捕虜に分配することに妥協しました。これらの財産は4千万ドルと見積つてゐる。ぜひともこの妥協案を納得してくれといつておりました。

英国は、日本の再軍備について制限を設けることを主張したそうで、これには、米国もびつくりしたそうであります。結局は、撤回して、条約には何も制限はついておりません。

英国は漁業にも深い関心を示したそうであります。米国の方で、2月にわたくしからダレス特使に送つた手紙がありますので、それで、英国は懸念の要のないことを説

（ 628 ）

いた結果、同様な一般的な声明を日本政府が更めて出すことにして、条約には制限規定をおかないことになつたそうであります。漁業問題に対する政府声明は、今日の閣議で了解を得ました上、発表することになっております。

英国は、日本の造船力にも強い関心を示したそうでありますが、条約には制限の規定をおかないで、条約の外において日本の自発的な措置で処理することに話合つたとのことあります。その結果、日本で自発的措置を考えてくれということになり、政府の回答を求められました。政府から、日本の造船業の現在の能力（約66万トン）と現在の造船計画の現状（現在54万トン建造中。将来毎年40ないし50万トン建造の予定）からみて、英国の恐れるような過剰能力はない、又、日本で過度な造船計画をたてていないことを解明した資料を提出しました。その結果、アリソン公使は、よく現状を理解して、この政府の説明で英国を説得できるだろうといつておりました。

3. アリソン公使から受けとりました条文につきましては、事務当局に研究さして、要請すべきことは書き物にして差し出さしておきました。先方は、虚心坦懐に聞いてくれ、直ちに受諾して条文を書き改めてくれたものもあります。

平和条約の条文に対する外、(i)信託統治地域の住民について日本人として取扱つてゆきたいとの要請や、(ii)未帰還邦人の帰還促進について条約調印式で宣言することを考えてもらいたいとの要請や、(iii)占領軍が使用している施設はなるべく返還するよう考慮されたいとの希望なども書き物として差し出しておきました。

4. アリソン公使帰米後も、ワシントンから直接来ました専門家は、東京に残つて特殊問題（連合国財産補償法）について相談しておりましたが、それも大体まとまりまして、7月7日に帰米の途につきました。

5. アリソン公使は、米英条約案は、12日頃公表されるだろうともらしておりましたが、7月7日（先週の土曜日）の夜シーボルト大使から急に条約案を政府に交付する旨の連絡がありまして、同夜10時に草案の交付を受けました。

その際参考としてもらいました連合国政府あての覚書によりますと、条約案は12日に公表の予定であること、20日頃までに意見を回示してほしいこと、これらの意見を考慮して更に条約案を作成して回付すること、調印のための会議を9月3日に招集する意向であることなどが明らかにされております。

（ 629 ）

6. 条約案は、7章27条からなっております。日本政府の宣言案がふたつ附属しております。

条約案の内容は、この春差し上げました米国案と骨子は変つておりません。上述しましたように英国案が加味されまして、米案の倍に近い長さとなり、規定の内容が技術的に詳細に且つしつかりしたものになっております。

今までの条約案とくらべて違つているところは、

- (i) 賠償支払能力がない原則を承認すると同時に日本軍が占領した国々について製造、沈船引上、役務などについての日本人の技術と勤労とを提供することによりまして、損害修理費をこれらの国々に補償する一助とするため交渉をすることとしています。
- (ii) 割譲地域にある財産や債権についてこれらの地域を統治している政府と日本との間で別個に協定して解決することにしております。
- (iii) (前に述べましたように) 在中立国資産と在旧敵国資産を国際赤十字委員会に引き渡すことになっております。

などであります。このうち、(i)と(ii)とは、米国の外交上の支持がない限り円満に実施することはむづかしいと思います。そのことを率直に申して、米国の支援を要請しておきました。先方は、背いておりました。

中国代表問題につきましては、第26条に規定があります。日本は、平和条約実施後3年間は、1942年1月1日の連合国共同宣言に署名又は加入した国で日本と戦争状態にある国（中国もその一つであります。）とこの平和条約と同じ内容の平和条約を締結する用意あるべきものとあります。いいかえれば、連合国から要求があると、これと同じ内容の平和条約を結ばねばならないのであります。条約は、連合国のどの政府とはいつておりませんので、中国の国府政府と北京政府とのどちらから申出があつたら平和条約を結ぶかは日本政府が決定しなければならぬことになります。この日本政府がふたつの政府のうちの選択をするというところで、米英は妥協したのでありましよう。中国との平和条約締結問題は、講和後の重大問題のひとつと思います。

平和条約は、日本の批准書寄託とオーストラリア、ビルマ、カナダ、セイロン、フランス、インド、インドネシア、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、フィリ

ピン、英、ソ連、米の14国（中国がありません。）のうちこの条約に署名したものの過半数（但し米国を含まなければなりません。）の批准書が寄託されたとき実施されます。

日本の批准書が寄託されてから9箇月経過しましてなお効力が発生しないときは、批准書を寄託した連合国は、日本と米国とに通告することによりまして、自国との間にこの条約を実施することができることになっております。

また、この条約は、英、仏、露、西文と同時に日本文でも作成されることになっております。愉快に思います。

7. 附属の宣言案は、日本政府の自発的の宣言であります。

ひとつは、(i)平和条約実施と同時に戦前日本が加入していた国際条約の完全な効力を承認すること、(ii)数多の国際条約でまだ日本が参加していないものについて平和条約実施後6箇月内に加入すること、(iii)特定の国際機関に条約実施後6箇月内に加入すべきことを明らかにしたものであります。6箇月のうちにこれら全部に加入の手続をとることは事務的には仲々の負担だと思われませんが主義上は、結構なことであります。

いまひとつは、戦死者の墓地について連合国がとる措置に協力し、又は協定をすることを明らかにしたものであります。

8. 日米安全保障協定につきまして、6月28日アリソン公使から、新案文が交付されました。これは、本年2月に一応話合いました案文対しまして、その日本政府から提出しました意見を考慮にいれまして修正したものであります。本春以前に差し上げたものと違うところは、表題が簡単に「アメリカ合衆国日本国間安全保障協定」となり本文第1項で「米国軍隊は日本の国内事項に干渉してはならない」という字句は当然のことであり、それがあつたためかえつて感触が面白くないので、これを削除したことなどであります。

政府は、これに同意しますと同時に「批准条項を規定すべきものと思う」ことなどを書面で申し入れておきました。

9. 別に、平和条約とは別に、英国政府の希望がありまして、契約や時効や流通証券や保険契約につきまして戦前存在した法律関係を戦後いかに調整するか技術問題に関する準則を定める議定書を締結することになっております。7月3日アリソン公使

とクラットン代理大使から案文が交付されました。研究しました結果数点について日本の希望を申しでて、目下英国政府で考慮中であります。平和条約案と同時にこの議定書案も公表される予定であります。相当長い文書であります。内容は、純粋に法律的なものであります。クラットン代理大使は、英国の外、フランス、オランダ、ノールウェーなどが参加するだろうといつておりました。平和条約調印と同時に調印されることになっております。

10. 申し添えますが、公表になりました平和条約案につきましても事務当局をして慎重に研究さして、日本政府として要請しておくべきことは書面にまとめて出すことにしました。12日に書面としてシーボルト大使に伝達させておきました。

付録 61 1951年7月13日付総理のダレス特使宛および
シーボルト大使宛私信

July 13, 1951

Dear Mr. Dulles,

I have been informed through Ambassador Sebald that the peace conference will be held on the 4th of September. Through him I have sent to your government the formal assurance of the Japanese government that our delegates will be at San Francisco for the signing of the peace treaty.

It is most gratifying that at long last we have reached this stage thanks to your indefatigable efforts and deft handling of a delicate task. I desire to pay my tribute to your monumental achievement in steering the treaty through the complexities and difficulties of the current international relations. I am grateful that we have been consulted and given a full opportunity to submit our views and desires, and moreover that these have been in a large measure incorporated in the draft treaty.

The treaty, as it stands, reflects abundantly American fairness, magnanimity and idealism. It means also a triumph of your international statesmanship and vision.

I have been to the Imperial Palace this morning to report to the Emperor on the circumstances leading up to the drafting of the treaty and on its contents and significance. His Majesty rejoices at the successful culmination of your labors, and I am commanded to convey to you his joy and appreciation.

(632)

Allow me to tender to you once more the most profound gratitude on my part as well as on the part of my government.

Sincerely Yours,
Shigeru Yoshida

His Excellency
Mr. John Foster Dulles,
Office of the Secretary of State,
Washington,
U. S. A.

(シボルト大使宛)

Dear Ambassador,

The text of the draft peace treaty is out. The date for the San Francisco Conference has been set.

It is a source of profound gratification to all Japanese that they are now so near the winning of the goal—recovery of sovereignty, equality and freedom.

I cannot let this big day pass without sending you a word of my personal and most sincere thanks to you for the tireless efforts you have exerted in our behalf and the valuable counsel and assistance you have afforded us during these past months.

A treaty of "reconciliation," says Mr. Dulles. It is a magnificent instrument born of American good-will, magnanimity and international idealism.

A thousand thanks again, for the part you have played in the making of it.

Yours sincerely,
Shigeru Yoshida

His Excellency
Mr. William J. Sebald,
United States Ambassador,
Tokyo.

付録 62 1951年7月13日および19日の総理・リッジ
ウェイ総司令官間往復私信

Dear General,

On the occasion of the publication of the text of the draft Japanese Peace Treaty I desire to convey to you the profound sense of gratification and gratitude on my part of the Japanese Government.

(633)